和歌山県立文書館開館二十周年記念

古文書徹底解釈 紀州の歴史

偽一九と書物屋喜一郎

和歌山県立文書館

<u>-</u>			
14.		はじめに ―ご利用にあたって-	
1為	ツ	L K	
	るの	(X) 1.3	
<u> </u>	嫁	V <u> </u>	
書	入	>n 	
物	'n	こ 利	目
屋	:	崩	
偽一九と書物屋喜		K	
		あった	
郎		<i>た</i> っ	
•	:	て	次
:		:	
:	:	•	
:	:	:	
•			
:			
:	:	•	
:	:	:	
:			
	:	:	
:		:	
:	:	:	
:	:	:	
	つるの嫁入り		
		:	
•	:	:	
•	:		
77	5	1	

【はじめに ―ご利用にあたって―】

引いてみると、くずし字は楷書から草書へと並べてあり す。第一に、くずし字の成り立ちです。くずし字辞典を た。一つの項目の古文書は関連のあるものです。「つる しました。今回「偽一九と書物屋喜一郎」を加え、昨年 ます。昨年度、これらの中から一連の古文書を選び、徹 を送るのかと思いきや、事件にまき込まれていく話です。 の嫁入り」は、村のつると武兵衛の後半生の物語です。「偽 度の分も合わせて開館二十周年記念誌として編纂しまし 底解釈をやり直し、古文書解釈「つるの嫁入り」を執筆 に学んだことになります。講座の資料は膨大な量に上り た。以来、延べ百数十回、一万人にせまる受講生と一緒 す。平成八年、事業の一つとして古文書講座を始めまし しました。今平成二十五年度はその二十周年に当たりま 一九と書物屋喜一郎」は、城下町の書物屋が平凡な日々 和歌山県立文書館は平成五年(一九九三)七月に開館 古文書講座で留意しているのは以下二点の「理屈」で

書にくずされていくのかが見えてきます。の流れを眺めていると、楷書のどの部分がどのように草には、その系統ごとに分けて同様に並べてあります。そます。一つの文字でくずし方に異なった系統がある場合

また複数の漢字のくずし方を比べていくと、部首だけ

く、くずし方の規則・法則に従ってくずされているのでも、同じ部分は同じくずし方になっていることも分かでも、同じ部分は同じくずし方になっていることも分かと細かい部分部分(たとえば「原」と「豬」の「月」)と細かい部分部分(たとえば「原」と「願」の「原」)やもっでなく、旁(たとえば「源」と「願」の「原」)やもっ

の終筆部につなげてそのまま左払いを書く)と「日」(○点を縦につなげたさんずい)と「厂(がんだれ)」(横角の送り一札」でみよの兄源右衛門の「源」の字。「氵」(三古文書講座では、たとえば本稿二点目の古文書「みよ

す。

たとえば「原」が「日」が出てきた時に、同じ部分のくたとえば「原」が「原」の「厂(がんだれ)」・「日」・「小」に説明します。さらには「氵(さんずい)」だけでなく、に説明します。さらには「氵(さんずい)」だけでなく、「原」も、また「原」の「厂(がんだれ)」・「日」・「小」という部分を担めている。

ずしは同じ様にくずすのだということを解説します。

す。同じ部分は同じに崩れるのだから他の字にも応用が字を取り上げて何の説明もなしに、これが「源」のくずし字です、大切ですからさあ覚えましょうとやってはいけないのです。これではせっかくくずし字を学んでもただの暗記物にしかなりません。そうではなく、なぜその形にくずれるのかに納得し、くずし字や同時にくずし字形にくずれるのかに納得し、くずし字や同時にくずし字の文化をも理解する方が豊かになるではないですか。同じ部分は同じに崩れるのだから他の字にも応用がす。同じ部分は同じに崩れるのだから他の字にも応用がす。同じ部分は同じに崩れるのだから他の字にも応用がす。同じ部分は同じに崩れるのだから他の字にも応用が

ました。講座で説明するのでもなかなか手間のかかる作それをこの紙面ででも実現したかったのですが断念し

社会から敬語(下さる)がなくなり謙譲語(いただく)

(謙譲語)などと決して考えてはいけないのです。現代

利く。講座ではここをていねいに説明します。

業ですが、ましてや紙面ではあまりに複雑な作業になった(「源」の説明でお分かりでしょう)時間と手間がかて(「源」の説明でお分かりでしょう)時間と手間がかってのなかりすぎる。専従の書家も一人いります。ですからこのであった。その上でその字をくずし字辞典で引いて楷見て下さい。そういうことで、皆さん講座に来て下さい。あるいはグループの方は近年の講座を収録したDVDがありますので、そちらをご利用下さい。

るわけはないでしょう。「被」も「為」も「成下」も全語の間違いに無自覚なまま古文書解釈をするなど許されに誤って取って代わられてしまったのですが、その現代

部敬語。

これは三重敬語なのです。

意の徹底解釈抜きには、古文書や近世史が分かろうはず ⑤が家計の話と、区別して述べています。このような文 ています。 製本出来不仕」、④「板木不足」から、手元に版木はあ れます。「8 増刷できず著作が品切れ」は、 にだまされた喜一郎が生真面目に対応したことが読み取 5 戸表ニ而御願済」、③の「私共先願有之候由申聞候」か 取り上げますと、「2 は、相手の行為を自分がしたいと思うという悪文になっ ることが分かります。 ったものの増刷禁止だったこと、版木を分け持ちしてい います。「二 偽一九と書物屋喜一郎」を具体例として めて、その文章の意味を徹底的に解釈する準備がととの 用語とともに近世固有のこのような語法を理解して初 偽一九は喜一郎の狂言ではなく実際に出現し、これ 10 弟をおじの養子に」は、 6 偽の十返舎一九」では、⑫の 「御取計被成下候様仕度奉存 ②が財産の話 ③ 「数月 江

ところが、くずし字の戈り立らこしろ、がありません

ところが、くずし字の成り立ちにしろ、用語にしろ語ところが、文意の解釈にしろ、とんでもなく難しい。どこかに手本があるのでもなければ手引きがあるわけでもない。筆者がすべて分かっているのではもちろんないのですが、ひたすら『くずし字用例辞典』『日本国語大辞典』の記い講座です。受講生は、だから理解して下さいます。でまい講座です。受講生は、だから理解して下さいます。でまいます。この文章内容の厳密な解釈の方は、本稿にもさいます。この文章内容の厳密な解釈の方は、本稿にもさいます。この文章内容の厳密な解釈の方は、本稿にもずもやもやしていたものが氷解し、細部に至るまですっきりとご理解なれるだろうと思います。

書講座においで下さい。文書館閲覧室にも、これまでのす。さあ、みなさん、本誌を大いにご活用下さい。古文立ち位置が理解できます。きわめて現代的な課題なのではありません。過去を学ぶことで初めて現在が、我々の歴史は現在と関係のない過ぎ去った過去のことなので

用下さい。 べる環境を急ぎ整えていく予定です。文書館を十分ご利 百数十回の古文書講座の資料を順次そろえ、古文書を学

(遊佐教寛)

つるの嫁入り

1 武兵衛方へ

娘がいました。天保八年(一八三七)正月、つるは塩津 浦の隣の隣の村、梅田村 郡塩津浦(海南市下津町)の伊右衛門の家につるという
「おかっち」
「江戸時代の末のことです。紀州和歌浦湾の南岸、海士 いくことになります。数えで三十二歳ですから当時とし (同)の武兵衛のところに嫁に

> ん。さあ、つると武兵衛の三○年以上にわたる物語の始 て親の伊右衛門の家に戻ってきていたのかも知れませ まりです (以下、中尾家文書)。 ては遅い嫁入りです。再婚だったのでしょう。離縁をし

【つるの送り一札】

[釈文]

送り一札之事

1

一当浦伊右衛門娘つると申、当年三十二才ニ

〔読み下し文〕

1

一当浦伊右衛門娘つる(徒留)と申す、当年三十二歳に 送り一札の事

申度段願出候付、任二其意一送り差遣し申候、罷成候者、②其御村武兵衛方へ縁付ニ参り

③自今其御村人数へ御加へ可」被;成遣, 候、④尤右之もの

浄土真宗ニ而、当浦教徳寺旦那ニ紛無;[御座] 候、御法度之切支丹類族ニ而も無」之、宗旨者代々

⑤則寺手形相添差遣し候、為||後日||送り一札依而

罷り成り候者、②その御村武兵衛方へ縁付きに参ります。

申したき段願い出で候に付き、

たの意に任せ送り差し遣し申し候、たる兵庫を出て値を作って

③自今その御村人数へ御加え成し遣わさるべく候

御法度の切支丹類族にてもこれなく、宗旨は代々にはなる。これなら、宗旨は代々にはなる。これなら、宗旨は代々

『日今をおけんないわうあきったちょう 金版机的母祖是是一大 成分者去以村本·电方通过· 存名版はるる 一あつする

(5) 日本大大大島

如

中

塩津浦庄屋

新九郎印

天保八年 酉正月

梅田村庄屋 半兵衛殿

(資料番号一五

送り一札について

一①当浦(塩津浦)の伊右衛門の娘つるという、今年三十二歳に

たいということを願い出てきたので、許しを与え、送り一札を送付いたします。

なります者のことです。②そちら様の村(梅田村)の武兵衛の家へ縁付いて参り

③今後そちら様の村の人数帳の人数へお加えなさってやって下さい。④なお、右の者は

禁令の切支丹類族ではありません。宗旨は代々

浄土真宗で、当浦の教徳寺の檀家に間違いございません。

以上の通りです。

⑤そういうことで、

(語意・語法)

①送り一札之事「送り」は人別送り。

人が移動した場合

の、その一人ひとりの送籍状。これに基づいて「人数帳

(教徳寺の) 寺手形を添えて送ります。後日のため、送り一札は

浄土真宗にて、当浦教徳寺旦那に紛れ御座なく候、

⑤すなわち寺手形相添え差し遣し候! 後日のため送り一札よって

件のごとし

だった姿勢や、 考えられる。なお、梅田村に残る、ほかの「送り一札 え」の年齢。このころとしては遅い嫁入りといえる。後 で書いてあるが、ひらがなとして読む。三十二才もち 記す。「当浦つる」とは書けない。なお、「徒留」と漢字 「一」。項目が一つしかない場合でもつかう。浦 主とし に人別の加除を行う。「一札」は証文。「事」は表題に使 べてが近隣の村との間でやりとりしている。 罷 へりく などからみれば、つるに限らず、嫁や養子はほとんどす 高いだけでなく年齢差も大きいため、特につるは再婚と に分かるが、この時武兵衛は四十八歳。双方とも年齢が ろん今の満年齢ではなく、生まれた年を一年目とする「数 右衛門が当主である家があって、その娘につるがいると き起こさなければならないので、このように、当浦に伊 意味ではない。人別にかかわる文書では必ず当主から書 めた。当浦伊右衛門娘つる 単に伊右衛門の娘だという て漁業を業とする村。紀州藩がその村を「浦」として定 つ打ち」。「一」「二」「三」とはせず、ずっと「一」「一」 われ、「について」の意。 | 箇条書きの頭に書く、「一 改まった口調を表現する語

> し「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする。 を付ける。「当浦」に対する語。其御村武兵衛「当浦伊を付ける。「当浦」に対する語。其御村武兵衛「当浦伊高」と」。「こと」を示すいくつかの語の中でも、最も広い範囲を示す。ここでは冒頭「当浦」から「参り申度」までを含む。願出書き手(塩津浦庄屋)に願い出て来た。程、其意」当人の意向に任せる。申し出を認める。差遣任、其意」当人の意向に任せる。申し出を認める。差遣任、其意」当人の意向に任せる。申し出を認める。差遣任、其意」当人の意向に任せる。申し出を認める。差遣任、其意」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする。

しかし、このころには当初の意味合いはうすれ、戸口(戸数へ御加へ塩津浦の「人数帳」からつるの名前を削除し、 数帳」に(人数を)加える、移動させる。「宗門改め帳」 (人数帳)は当初、禁止されている切支丹(クリスチャン) ではなく仏教徒であることを明らかにするものだった。 ではなく仏教徒であることを明らかにするものだった。 のと説もが、意味は「自」今」。今より後。人 「遣」は上から尊大に物を「やる」。あるいは「してやる」。

つるに対する言い方か。

先の「へ」と同じように見えるが、形で区別するのでは という、希望・依頼の意味合いで取るのがふさわしいと 文章の中で応用していくことが容易でもあり、本来のあ はない。むしろ、「話し手の意志」という原義を、その 中から何がふさわしいかを選ぶというやり方をとる必要 示・命令など様々な用法があるが、これを暗記してその に「してやる」。「可…候」には、現象・可能・依頼・指 は上位者が尊大に、「してやる」。ここでは梅田村がつる、 き。なお、「数」の右下の「、」のように見える文字が 手の村が人数に書き加えるため、敬語の「御」が付いて「御 籍と人口)の台帳として機能するようになっている。相 なく文章の流れから判断する。慣れてくれば難しいこと いうことになる。「遣」の右下の「、」のような文字が「候」。 りになる」ことなのだから、「しておやりになって下さい が、「(相手の梅田村で人数帳に加えることを) しておや り方でもある。ここでは話し手(塩津浦の庄屋)の意志 「へ」。**可」被|成遣|候**「被」は敬語。「成」は「する」。「遣! 加へ」となる。本来「人数」でなく「御人数」ともすべ

意に」の意がある。「後日」は「ごじつ」あるいは「このため」のことだが、「のちのち問題が起きたときの用値家であることを証した証文。相語調を整える語。為, 檀家で使われている。そこで。寺手形教徳寺が出した、意味で使われている。そこで。寺手形教徳寺が出した、意味で使われている。

度。ここでは伊右衛門の家の宗旨。旦那

とを証明するために家ごとに属した。今日に続く檀家制

ではない。

型文。天保八年 一八三七年。塩津浦庄屋新九郎⑩ この までに述べたこと。「依而如」件」は、証文類文末の定 うじつ」。「依而」は「そういうことで」。「件」は、そこ

を押してあることからも、作成した塩津浦に残った控え ではなく宛先に届いた正証文であることがわかる。 一札は、宛先である梅田村に残ったことからも、

2 みよの嫁入り

が出されたに違いないのですが、その控えはなく、 た村は「受け込み一札」を返します。一対の証文なのです。 ているのは「送り一札」だけです。同じ人物について両 つるの場合も、梅田村から塩津浦に宛てて受け込み一札 で住んでいた旧村では移り住む新村に右のような「送り などで住む村(町)を移動する人物がいる場合、それま 一札」を送る必要がありました。これに対し、受け入れ つるのような嫁入りや、そのほか養子縁組、奉公稼ぎ

方そろっているというのは案外難しいもので、この中尾

ように藩が雛形を作っています。ほとんどの証文はその 雛形に沿った形式・内容で書きます。つるとみよの送り 類には、記載もれが原因で後々問題が起こることのない 家文書ではみよの一例があるにすぎません。 人別状に限らず、田畑売買証文や借金証文などの証文

一札の文言が似通っているのはそのためです。

【みよの送り一札】

釈文

送り一札之事

当村源右衛門妹みよ、

ひかへ

年弐拾七才二而、②去未九月二

1 〔読み下し文〕

送り一札の事

ひかえ

一当村源右衛門妹みよ、 年弐拾七歳にて、②去る未九月に

甚御村御人数御加へ可」被」成候、④右みよ 其御村十右衛門方へ縁付参居申候、③自今 御座候、 宗旨ハ代々浄土宗ニ而、 ニ而切支丹類族ニ而茂無二御座 依而送り一札如」件 則当村地蔵寺旦那 候、 ④右みよ義、 慥成者ニ而

5 寛政十二 一

中村庄屋

その御村御人数御加え成らるべく候、④右みよ義、 その御村十右衛門方へ縁付き参り居り申し候、 にて切支丹類族にても御座無く候、慥かなる者にて 宗旨は代々浄土宗にて、則ち当村地蔵寺旦那

御座候、よって送り一札件の如し

1 からなり

忠次郎殿橋太夫殿

(資料番号四三八)

〔文意例〕

一①当村 (梅田村) の源右衛門の妹みよは年が二十七歳ですが、②去年の未年の九月に

そちら様の村の十右衛門の家へ縁付いて参っております。③今後

そちら様の村のご人数へお加えになって下さい。④右のみよのことですが

で、切支丹類族でもございません。間違いのない者で

宗旨は代々浄土宗で、すなわち当村の地蔵寺の檀家

ございます。そういうことで、送り証文は以上の通りです。

〔語意・語法〕

田村の庄屋はこれを手元の控えとして書いた。「ひかへ」①ひかへ 控え。正証文は中村に宛てて送ったため、梅

みよの家の当主が兄源右衛門であることが分かる。 と書くのは、この位置が多い。**当村** 梅田村。**源右衛門**

の右下にある小さな「ニ」を見落とさないようにしたい。 ②**去未九月二**「去」は「以前の」ではなく、去年。「月」

庄屋として上からの視線で述べている。こでは、みよがすでに去年の九月に縁付いていることを、こでは、みよがすでに去年の九月に縁付いていることを、

「御」。④で、あと二箇所に出てくる。可」被」成 くずれを書いて訂正している。○に「丶」を加えたような字が③甚御村 其を「甚」と書き誤ったため、右隣に正しい「其」

た形だが「可」と「成」の間が「被」。

たちの役職名と名前を書いたという覚え。控えなので分 屋印・肝煎印」としたわけではなく、この箇所には自分 ⑤寛政十二 一八〇〇年。庄屋印・肝煎印 正証文に「庄

> 現する。忠次郎中村肝煎。 ある場合、控えにはその印影を一律に「印」の字で表 かり切ったことは省略している。正証文に印鑑を押して 楠太夫の肩書き「中村庄屋

は楠太夫にだけかかる。

【みよの受込一札】

〔釈文〕

受込一札之事

一其御村源右衛門妹みよ、年廿才ニ而、②当村

十右衛門方へ縁付参居申候に付、③送り

一札御指越被」成候ニ付、当村宗門御改

人数ニ相加へ、向後支配仕可」申候、 依

④中村庄屋

受込一札如」件

同村肝 楠太夫印

忠二郎印

寛政十二年 梅田庄屋 申正月

藤兵衛殿

1 〔読み下し文〕 受け込み一札の事

一その御村源右衛門妹みよ、年二十歳にて、②当村

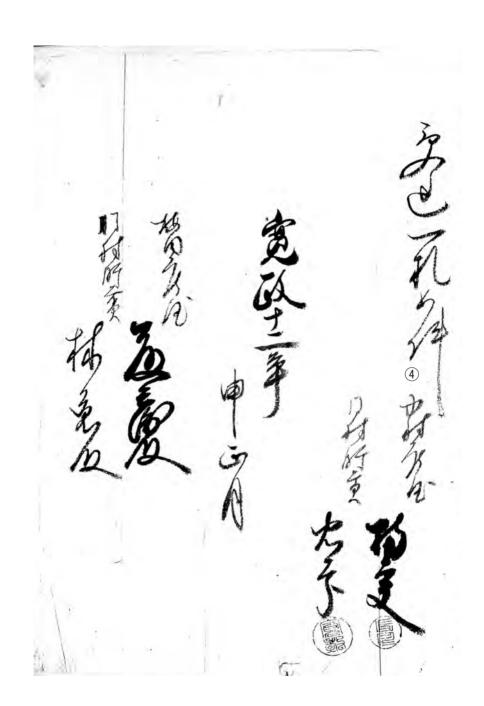
十右衛門方へ縁付き参り居り申し候に付き、③送り

人数に相加え、向後支配 仕 り申す可く候、依って 受け込み一札件の如し 札御指し越し成られ候に付き、当村宗門御改

- 15 -

同村肝煎

(資料番号五八)



文意例

①そちら様の村 (梅田村) の源右衛門の妹みよは年が二十歳ですが、 ②当村の

十右衛門の家へ縁付いて参っております。③(梅田村から)送り

一札をお送りになったので、当村の宗門改め帳の

人数に加え、今後居住者として取り扱いいたします。そういうことで、

受け込み証文は以上の通りです。

「語意・語法

○受込 人別送り状の送付を受け、その人物を自分の村
 ○受け込み状(あるはその控え)が対で残るはずであるが、受け込み状(あるはその控え)が対で残るはずであるが、ほとんどの場合どちらか一方しかない。其御村 中村かほとんどの場合どちらか一方しかない。其御村 中村かほとんどの場合どちらか一方しかない。其御村 中村から出した受け込み一札であるため、梅田村の送り一札とら出した受け込み一札であるため、梅田村の送り一札とら出した受け込み一札であるため、梅田村の送り一札とら出した。

御人数御加へ可」被」成候」との依頼を受けて、「当村宗御」が付く。梅田村からの送り一札の③「自今其御村加へ「指越」は送ってくる。相手の村が送ってきたため3送り一札御指越被」成候二付、当村宗門御改人数二相

門御改人数ニ相加へ」、みよを梅田村から中村の「人数帳

中村の居住者として扱うこと。仕可」申候「仕」は「する」う・こうご」とも読む。今から後。支配 指示すること。は自村の行為のため「御」は付けない。向後「きょうこは自村の行為のため「御」は付けない。向後「きょうこ(宗門改帳)に移したといっている。「宗門御改人数」の(宗門改帳)に移したといっている。「宗門御改人数」の

ときに間違えたともいえ、どちらが正しいかは分からな

ないだろうともいえるし、

送り一札は控えだから、写す

い。江戸時代、年齢に限らず一般に数字には間違いが多い。

支配します」という意思を表している。 村庄屋からの依頼を受けて、中村庄屋が文字通り「今後村庄屋からの依頼を受けて、中村庄屋が文字通り「今後あらわす。「可…候」は「話し手の意志」、ここでは梅田あらわす。「可…候」は「話し手の意志」、ここでは梅田の謙譲語。梅田村のみよが移ってきたことに関して、立の謙譲語。梅田村のみよが移ってきたことに関して、立

3 屋敷拾五歩

ん。年貢負担のない屋敷地一筆 と「名寄帳」にも出てきます。 り一五年前、 トル)の狭い土地です。 の土地)だけ。 並べたものが検地帳です。武兵衛は田畑は持っていませ つるが縁付いた武兵衛の名前は、この「送り一札」よ 文政五年 (一八二二) しかも、一五歩=一 貧しい家なのです。 村の田畑を通し番号順に (畦道に囲まれた一区画 五坪 (約 の梅田村 五〇平方メー 「検地 帳

ます。

ためには所持者ごとにまとめた名寄帳が当然必要になり

検地帳を編集し直した帳面ですので、

土地の書

検地帳では所持者はまちまちになりますので、

実用の

集に書かれた名前が、送り状で省略された部分であること中村庄屋との位置が逆になっている。受け込み状の宛と中村庄屋との位置が逆になっている。受け込み状の宛証文であるため、中村庄屋・肝煎の名前と印鑑は省略し証文であるため、中村庄屋・肝煎の名前と印鑑は省略し

とが分かる。

借金の抵当に入れてしまったのです。つるが嫁入りをし 付いています。次の「名寄帳」 の中で最も貧しい家の一つだったのです。 分かりません。しかし、いずれにせよ武兵衛の家は た天保八年にこの屋敷地が抵当に入っていたかどうかは 屋敷地も、嘉永四年までの二九年間 式は検地帳と同一になります。武兵衛の項には付箋が (一八五二) までの間の変化を書き留めたものです。 (金)」に「差入」れたとあります。 そこには、貸付金である「道祖神講」と「和歌御 が編集され のい 唯一の所持地である ず ń る嘉が か 0 い時期に 水は 嗣し Ŧī. 村 年

衛の家が貧しいことは承知の上で、ましてや再縁では相つるの父伊右衛門の家も貧しかったのでしょう。武兵

い家の者は貧しい家にしか嫁に行けないのです。手を選ぶ余地もなく嫁いだということになります。貧し

【文政五年検地帳】



安全

文色

(釈文)

(首略)

千三百弐十 一屋敷拾五歩 七郎大夫

武兵衛

高七升五合

(尾略)

(資料番号三九二)

〔語意・語法〕

さを測り、土地の等級・耕作人を決めていく、膨大な作が慶長六年(一六〇一)に行なっている。一筆ごとに広が慶長六年(一六〇一)に行なっている。一筆ごとに広手三百式十 紀州全体でのまとまった検地は、浅野幸長

地帳」にも、慶長検地の記載内容が何か所もそのまま残っ業だった。それから二百年以上経ったこの文政五年の「検

ている。この「千三百弐十」は慶長検地で土地ごとに振っ

た通し番号。土地は通し番号順に記載されている。屋敷 上野五〇平方メートル。武兵衛は田畑の所持はなくこの 三部五〇平方メートル。武兵衛は田畑の所持はなくこの 三部五〇平方メートル。武兵衛は田畑の所持はなくこの 三市七升五合」はその土地の(想定)取れ高。たとえ屋 敷地でも記載する。石・斗・升・合は十進法。一合は約 一八〇cc。土地の質ごとに基準となる石盛り(想定取れ 高)を決めてあるので、面積×石盛りでその土地の石盛 りを算出できる。屋敷地は、一反当たり一石五斗の石盛 りを算出できる。屋敷地は、一反当たり一石五斗の石盛

りを適用しているので、一五歩=〇・五畝=〇・五反× 一石五斗=七升五合になる。これらの数値は慶長検地当 前の所持者を書き続けていく。これは、近世に土地を認 前の所持者を書き続けていく。これは、近世に土地を認 でいたからではなかったのか。「武兵衛」は、その検地 「七郎大夫の屋敷地」「七郎大夫の田」という言い方をし ていたからではなかったのか。「武兵衛」は、その検地 帳作成時(ここでは文政五年)の所持者。



【文政五年名寄帳】(前が付箋を上げた写真、次が付箋を下ろした写真です。〔釈文〕は付箋を貼る前の状態の文章と付

箋の文章とに分けたので、写真とは異なります)。

〔釈文〕

1

(首略)

氏神

武兵衛

千三百弐十 一屋敷拾五歩 高七升五合 七郎大夫

田高合七升五合

(付箋)

②「道祖神講江差入申候

尤北壱ケ所、和歌御詞堂へ入ル」

子言中 《 遂程作

後人之人

本小多到松谷村

1 〔読み下し文〕

田高合わせて七升五合

②「道祖神講へ差し入れ申し候、

もっとも北壱か所、和歌御詞堂へ入る」(祠)

22 -

(尾略

(資料番号一五四

〔文意例〕

(付箋)

)「道祖神講へ差し入れいたした。

ただし、北の一か所は和歌(東照宮)の祠堂(金)へ差し入れた」。

〔語意・語法〕

①武兵衛 検地帳は土地の通し番号順に書かれているが、

おら選び出した土地を並べていく。なお、梅田村の名寄から選び出した土地を並べていく。なお、梅田村の名寄名寄帳は、所持人ごとに項目を立て、その後ろに検地帳

帳の名前の記載順はおおむね人数帳と同じ。

②道祖神講江差入申候、尤北壱ケ所和歌御祠堂へ入ル「道

し入れること。「北壱ケ所」とはどういう区分のことな金として運用される。「差入」「入ル」は借金の抵当に差めや建物の修理のために寄進した金銭。その多くは貸付

のか分からないものの、屋敷地のほとんどを道祖神講、し入れること。「北壱ケ所」とはどういう区分のことな

残りを東照宮の「御祠堂(金)」に差し入れている。

4 名寄帳をさかのぼる

祖神講」「和歌(東照宮)

御祠堂(金)」は先祖供養のた

けだったわけではありません。名寄帳をさかのぼるともっとも、武兵衛の家の土地はずっとこの屋敷地だ

もあったことが分かります。紀州藩などでは幕府と違少しだけなのですが、ほかの土地を所持していた時期

, 地と下々畑をそれぞれ一筆ずつ所持しています。 (一七一一) には、先祖の同名武兵衛は、 田畑の売買が許されていたからです。 ほかにも屋敷 次の正徳元年

祖の武兵衛の所持地は、 の屋敷地だけになっています。正徳元年から享保元年ま ところが、享保元年(一七一六)の「名寄帳」では先 文政五年と同じ、「千三百廿」

> 放したのです。あったはずの譲り証文も残っていません。 ると、「千三百二十二」の「わけ屋しき」の所持者は での五年の間に、「わけ(分け)屋しき」と下々畑を手 同じ享保元年の「検地帳」(資料番号一四二)をみてみ 大太

福寺」とあります。

兵衛」に、「九百二十七」の「下々畑」

の所持者は

釈文

【正徳元年名寄帳

(首略

1

武兵衛印

一屋敷拾_了 五歩 高 七升 五合 七郎大夫

千三百二十

千三百二十二 一屋敷拾五歩同所

是ハ壱畝六歩、 高壱斗八升ノ内太兵衛とわけ屋しき高七升五合 新二郎

九③百二十七

(4)

池ノ下 一下々畑弐拾四

田 畑高小以壱斗九升八合

歩

高四升

八 合

善大夫

内田高四升八合

九百年七一下三個大指星 言年一を変奏歩 内田るとも八人 改多年 るに統父

(資料番号一五六)

(語意・語法)

る。ただこれは、先祖の武兵衛が屋敷地を所持している ②太兵衛とわけ屋しき この屋敷地の一畝六歩=三六歩 で住んでいるのかまでは分からない。 ことを示しているだけだから、彼らがそこでどういう形 ト)を武兵衛が、残り一二分の七を太兵衛が所持してい のうち一五歩、つまり一二分の五(約四一・七パーセン ①⑩この印を武兵衛家では明治初年まで使い続けていく。

は一反当たり六斗だから、二四歩=〇·〇八反×六斗= 五年「検地帳」の項で示したように、下々畑の石盛り 畑の等級付けの一つ(海士郡では上々畑はない)。文政 ③下々畑 上々・上・中・下・下々の五段階に分けた田

○・四八斗=四升八合になる。

持の田畑の合計をここで算出している。 ④小以 小計。屋敷地は田高に換算し、先祖の武兵衛所

【享保元年名寄帳

武台南

十六十一万数核尽

うとか文

〔釈文〕

(首略

武兵衛

一屋敷拾五歩 高七升五合 七郎大夫

千三百廿

(尾略)

(資料番号一五三)

5 伝右衛門の譲り証文

ので、つるの嫁入りの頃に同じ梅田村の伝右衛門という 衛の先祖が売った畑と屋敷は譲り証文が残っていません 土地の売買に際しては譲り証文が交わされます。武兵

> は、この土地がさらに転売され証文が効力を失ったため 人物が売った田の証文をみてみましょう。なお、 抹消線

に引いたのでしょう。

【伝右衛門田地譲り証文】

〔釈文〕

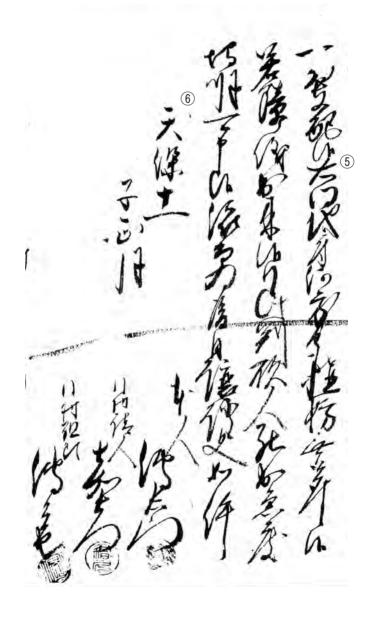
1 譲証文之事

田地弐ケ所 南ハ川東ハ吉祥院田

北四ハ道道

九②百六十八 一下田拾五歩 垣内

高六升五合 孫太夫





千百廿九 一中田壱畝三歩垣内 高壱斗八升七合

③右者我等所持之田地、 譲申所実正也、 ④然上者御年貢・諸役共、其方 所縁依」有」之、其方江

若障儀出来候ハ、、此判形人罷出、急度 可_為;|支配| 候、⑤右田地ニ付何方ゟも構・妨無;|御座

埒明可↘申候、依而為;;後日;、 譲証文如」件

子正月

⑥天保十一

伝右衛門印

同村請人 嘉右衛門印

同村組頭

伝兵衛印

庄屋

⑦右讓証文之通致,,承知,候、以上

村

兵右衛門殿

半兵衛印

同村肝煎 太右衛門印

資料番号四七四

〔読み下し文〕

譲り申す所実正也、④然上は御年貢・諸役共、其方へ ③右は我等所持の田地、其方所縁これ有るに依り、その方へ

支配たる可く候、

候、

埒明申す可く候、依って後日の為、よって譲り証文件の如し というない。 もし障の儀出来候はば、この判形人罷出、急度はがます。 はんぎょう まからいで きっと ⑤右田地に付き何方よりも構・妨げ御座無く候、 いまかた かまい

⑦右譲り証文の通り承知致し候、 以上

田 地 譲り証文について

③右は私が所持する田地ですが、縁があってそちら様

お譲りすることは間違いありません。④そうであれば御年貢・諸役ともに、 そちら様

⑤右の田地についてどなたからも(所持権をめぐっての)問題や支障はありません。万一差し

事を処理いたします。後日のため、 障りになることが起きたならば、この判を押した人物が出頭して必ず 譲り証文は以上の通りです。

取り扱いにして下さい。

⑦右の譲り証文の通り承知いたした。 以上

(語意 語法

所を表す形式。 ①東ハ…西ハ…南ハ…北ハ… 売買証文で土地の所在場 四至膀示 (荘園の区域を確定するために

る。このような東西南北の区切りを示すことで、所在と 四方に設置された標識) の形式を踏襲したものと思われ

田でん 所のその範囲だという意味。ただここでいう「吉祥院 西は道、 (吉祥院の持つ田)とは、 南は川、 北を道で区切られている、そういう箇 基準としている慶長六年

その範囲を明らかにした。この田地は、東を吉祥院の田

田畑を特定するための使い方で、この田が売られた天保 (一六〇一) の検地帳に登録された、 その田 の所持者。

十一年時点のことではない。

②九百六十八… 田畑の表示は検地帳の記載形式その

まであることに注意したい。

我等 ③者 漢字で表記してあるが、これは平仮名。 は「木」のような形が「等」。 私。 複数を意味しているのではない。「ホ」あるい 所縁「所縁」は縁。 助詞 有」之 有 のは。

実正也「実正」は事実であること。間違いのないこと。「也」は、これも漢字表記だが平仮名。 方向を示す助詞の「へ」の代わりに音が同じ「江」を使っている。 申補助動詞。の強調。読みは「これある」になるが、「これ」は必ずの強調。

ん)」の様に見える。其方へ「へ」は不要な文字(衍字)。(一緒)の「言(ごんべん)」は書き様が悪く「イ(にんべ()然 そうである。諸役 年貢以外に課された租税や労役。は断定。「…所実証也」は証文類の定形文。

可」為二支配一候「為」は断定。「である」。「支配」は取 の扱う、負担する。「可…候」は「つるの送り一札」に り扱う、負担する。「可…候」は「つるの送り一札」に とは耕す権利にともなう年貢納入の義務も移転するわけ とは耕す権利にともなう年貢納入の義務も移転するわけ とは耕す権利にともなう年貢納入の義務も移転するわけ に い」という意味で、相手への依頼。田畑を売るというこ が」という意味で、相手への依頼。田畑を売るというこ が」という意味で、相手への依頼。田畑を売るというこ が」という意味で、相手への依頼。田畑を売るというこ が」という意味で、相手への依頼。田畑を売るというこ が」という意味で、相手への依頼。田畑を売るというこ が」という意味で、相手への依頼。田畑を売るというこ

⑤**何方** どなた様。**合も**「ゟ」は二つの平仮名「よ」と「り」

の合字。「も」が下の「構」の「きへん」と重なっている。構

が、

④の二行目、改行した冒頭、

虫損の「可」為」に該

下にある、平仮名の「い」のような文字が「御」。障 差そうした複雑な関係がないことを述べている。「無」のの丁寧語。売買される田畑には権利関係が複雑に絡みの丁寧語。売買される田畑には権利関係が複雑に絡み

いる。判形人 認証の判を押した者。ここでは「本人」・が付いた形。カタカナ「ハ」につなげて「、」を書いてうろう(らふ)」の語尾変化「そうらは」に仮定の「ば」についてだけ述べる。出来 問題が起きる。候ハヽ「そその中で最も狭い範囲を示す。ここでは直前に置かれた

し障り。儀こと。「こと」を意味する語はいくつかあるが、

「請人」(保証人)・「組頭」(五人組頭)の三人。 罷出 「罷

はへりくだった姿勢や、改まった口調を表現する語

「いたします」。この「可」と、下の「為」後日」」の「為」に対する補助動詞。「可…候」はここでは、自分の意思。区切り。「埒明」で事を処理する。「申」は、ここでは「明」でも。必ず。埒明可」申候「埒」は柵。転じて、物事のこでは「出」を丁重に表現する。急度 厳しく。是が非

当する文字。

内容が間違いないことを保証している。 兵右衛門 買い当人と請人ばかりでなく組頭までもが名を連ね、証文の本人 売り主。請人 土地の売買であるために慎重を期し、⑥天保十一 一八四〇年。村「同村」のこと。梅田村。

主。

6 検地帳と名寄帳を書き換える

土地の所持権の移転に伴い、検地帳と名寄帳を書き、土地の所持権の移転に伴い、検地帳と名寄帳を書き、梅田村では文政五年(一八二二)に双方の換えます。梅田村では文政五年(一八二二)に双方の換えます。梅田村では文政五年(一八二二)に双方の換えます。

煎」は庄屋の下で役務を果たす。

庄屋・肝煎「庄屋」は村の役務に関わる、村民の長。「肝が書いてある。致 改まった場面で使う、「する」「なす」。の通り「通」の「しんにゅう」の右下に、小さく「り」

尾家文書をみても、確かに、太郎左衛門・太兵衛など同でさらに田畑を買い増して行くと考えられています。中は地主化し、買い集めた田畑を小作に出し、余った資金

じ買い主の証文が数多く残っています。

げていたように思えます。
この田もじきに手放していますので、転売して利益を上す。田を購入した兵右衛門は持ち高も多く、手に入れたす。田を購入した兵右衛門は持ち高も多く、手に入れたいまがはだ。

- 34 -

脱落しています)。 【文政五年検地帳】(①②とも、〔釈文〕の前が付箋を上げた写真、後ろが下ろした写真。②では「兵右衛門」の付箋が



九百六十八 一下田拾五歩 1 [釈文] (首略) 同 同人

伝右衛門

「兵右衛門」 (付箋)

1



2

12

千百廿九

2

一中田壱畝三歩下ノ池垣内

同寺 伝右衛門

高壱斗八升七合

(尾略)

(資料番号三九二)

[語意・語法]

①同「垣内」のこと。同人「孫大夫」のこと。

②同寺 広福寺のこと。

【文政五年名寄帳】(同様に、①②とも〔釈文〕の前が付箋を上げた写真、後ろが下ろした写真)。



(首略)

(中略)

伝右衛門印

九百六十八 一下田拾五歩 高六升五合

孫大夫

) 「天保十二丑二月兵右衛門へ入」(付箋)

(割印)

2

千 ② 百 廿 九

一中田壱畝三歩下池垣内

高壱斗八升七合

広福寺

(割印)「天保十二丑二月兵右衛門へ入」(付箋)

(中略)

2

的 新维色型月 多人人

(中略)

中

略

3

九百六十八 一下田拾五歩 垣内 伝蔵

合入 高六升五合

同所

伝蔵ゟ入

一中田壱畝三歩 高壱斗八升七合

広福寺

孫大夫

(尾略

千百廿九

(資料番号一五四)

〔語意・語法〕

子正月」付け。名寄帳の付箋では数多く「天保十二丑二 ①天保十二丑二月兵右衛門へ入「譲証文」は「天保十一

月のことと思える。③伝蔵 伝右衛門の誤記。 月」になっているので、売買ではなく名寄帳を整理した

7 件勝次郎 ・きくの

ありました。つるを送り出した中村では、「人数帳」か 今其御村人数へ御加へ可」被,,成遣,候」(今後そちら様 らつるの名を削っているはずです。つるを受け入れた梅 の村の人数帳の人数へお加えなさってやって下さい)と 話はつるの「送り一札」に戻ります。そこには、「自

年(一八五八)。天保八年(一八三七)のつるの嫁入り 込み一札」を差し出したことでしょう。これで村として の手続きは双方とも完了します。 田村では、早速つるの名を「人数帳」に書き加え「受け ただ梅田村に残る「人数帳」は一番古いもので安政五

合わせて一六八人の名前が書いてあります。このころの からは二一年後になるのです。そこには三七軒の家族、 一家族の人数は全国平均で五人ですから、それに近い

> 武兵衛夫婦は載っているのでしょうか。五つの家を取り 四・五人で、家族の構成も分かります。果たしてつる・

上げてみます。

[釈文](丸番号は安政人数帳の家ごとの通し番号) 【安政五年人数帳

(表紙

安政五年巳正月 八歳以上人数帳

梅田村

就,,切支丹御改,村中神文幷寺一札」

中略

⑰一家内四人 妻ぬい 弟 内 定三人 七人人 忰さよの 佐兵衛 まさゑ

中略

弐 壱 人 人 紋太郎

同

三人

もと 亥椒浜参り をふん

中略

忰おみよ

竹の

28一家内四人 忰 勝二二 次人 郎

武兵衛 きくの

妻つる

中略

同 四人 妹 や三 壱 人 へ 喜右衛門

33

忰せの 養子喜兵衛

妻たみ

(中略)

家内五人 母おまつ 三二人人 弟徳松 市右衛門

尾略

おゑん 小きん

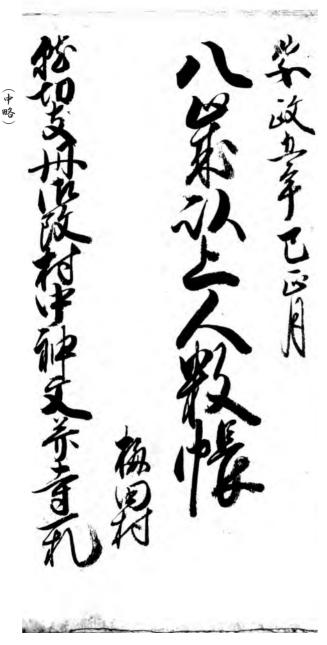
(資料番号三三九)

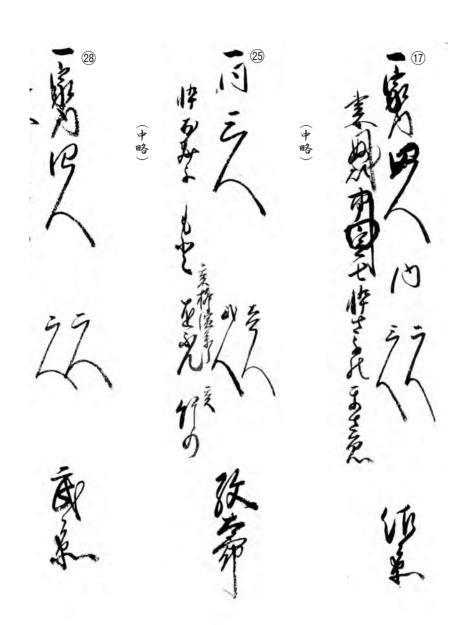
40 -

語意・語法

帳と判断できる。年が改まったばかりの正月だったので年二相改」とも書いてあるので、「安政五年午」の改訂「人数帳」の中の記述は「午」になっていて、「子年・午・まである。とは前年四年。(表紙)安政五年巳正月 安政五年は午年、巳は前年四年。

帳表題からしても宗門改めの意味が希薄になり、戸口上の掲載なので村民すべてが分かるわけではない。人数化立率の高い小児を除外したものと考えられる。八歳以前年の「巳」を書いてしまったのだろうか。八歳以上





写しだが、藩に提出した正本では当主名の下に印が押さ 墨で書かれている)。内 を記したもの 数帳」に書かれた訂正や傍注はすべて、六年後、文久四 檀家であり切支丹ではないことを神仏に誓ったもの。「寺 を禁じ、全員を仏教徒として登録する寺請け檀家制度の 中神文幷寺一札「切支丹御改」は、切支丹(キリスト教 例の少ない人口史料となっている。就||切支丹御改||村 年(一八七一)まで作り続けられたため、世界的にも類 幕府の政策により宗門改め帳 の位置に書かれるのはその家の当主。この「人数帳」は ⑰家内 家族。四人「五」を「四」に訂正している。この「人 し、「人数帳」の尾部に付け足されている。 一札」は、それについての寺側の証文。これらは形式化 こと。幕府が寛文ごろ(一六六〇年ごろ)に定めた。「神文」 (起)請文) はそれぞれの百姓が、梅田村の三つの寺院の (戸籍と人口)の集計に比重が移っていることが分かる。 人数帳までの間に村からいなくなった。 ているはず。妻ぬい (一八六四)に次の人数帳を編集するまでの間の異動 (複写では分かりにくいが実際にはやや薄 弟定七 家族の男女別内訳。佐兵衛こ (人数帳) は全国で明治四 時期は不明ながら、 死没・出奔、 次

仮名。まさゑ「ゑ」も愛称。

の多くに「の」が付いている。「能」に書いているが平さしたような合点と、定七はその上○でも抹消している。「ない」の「い」は「以」に書いているが平仮名。この「ぬい」の「い」は「以」に書いているが平仮名。この「ぬい」の「い」は「以」に書いているが平仮名。この「ない」をさらに「三」に訂正しなければならないはず。「ない」をさらに「三」に訂正しなければならないはず。「ない」をさんでも大消している。としたようなを付いる。「能」に書いているが平板名。としたような様子などが考えられる。かぎ括弧(「)の縦角を長きや養子などが考えられる。ががは、「かんような縁付みよの「送り一札」「受け込み一札」でみたような縁付みよの「送り一札」「受け込み一札」でみたような縁付かよの多くに「の」が付いている。「能」に書いているが平

るいは、「亥」が同じなので、をふんが連れてきたのか 載され始める年齢の八歳に達したため書き加えたか。あ 載され始める年齢の八歳に達したため書き加えたか。あ 載され始める年齢の八歳に達したため書き加えたか。あ なれば、「亥年のであろう。もと「と」は「登」のくず ないは、「亥年のであろう。もと「と」は「登」のくず

もしれない。

右衛門「衛」は「、」に書かれている。くずした結果「、」 再び「四」に戻した理由はここだけでは分からない。喜 ③四「四」を「五」に変え、再び「四」に戻している。 になったのではない。名前で「左」と「門」の間にある

> 36**徳松**「松」 程度の意味。 文字は「衛」に限られるため、ここに文字があるという 養子喜兵衛 次の人数帳までの間の追記 は異体字の「枩」を書く。小きん「小」は

妻五十六才つる

ず安心です。「八歳以上人数帳」ですから数え八歳未満 二人の子供をもうけ、無事に暮らしていました。ひとま 異人とは考えにくいですから。つるは勝次郎ときくのの の子がまだいたのかもしれないのですが、それは分かり つる夫婦とみて間違いないでしょう。夫婦そろって同名 二人 武兵衛 ありました。二七軒目の「一家内四人 (男)二人 妻つる 忰勝次郎 きくの」が、武兵衛 女

す。現在でも同じことなのですが、塩津浦の父伊右衛門 したのです。まさに、 の下で浄土真宗だったつるが、浄土宗の武兵衛に嫁入り の箇所には武兵衛が浄土宗地蔵寺檀家として載っていま ここには掲載していませんが、「村中神文」(起 個人の信仰とは無縁の檀家制度な 請文(

才

のです。

梅田村には「万延二年酉二月

困窮人共名前仕出

後に記されているのが武兵衛一家です。この一一軒の内 三年後のものです。帳面の前半で凶作のため困窮してい して困窮人に「救い米」(救荒米)を与えるよう求めて 家族がどのように変わっていったのかをみていきます。 から安政人数帳と同じ五つの家を取り上げ、それぞれの が、一一軒とも安政人数帳と一致するようです。その最 る一一軒の家族、合わせて四一人の名前を上げています います。万延二年(一八六一)ですから安政人数帳から (以下、「困窮人仕出帳」) という帳面があって、 武兵衛一家は「一家内三人 (のちに述べますが、これは七十二歳が正しいようで 所持高七升七合 六十八 藩に対

ています。天保八年(一八三七)の嫁入りの時にはつる、 (一八六一) には五十六歳です。この「困窮人仕出帳 が三十二歳でしたから、それから二四年後の万延二年 妻五十六才つる 忰十五才勝次郎」となっ

すから、これまでみてきた安政人数帳も含めて、すべて武 ますから、これは「送り一札」でつるが嫁入りをした武兵 衛の家に間違いありません。忰の勝次郎も書いてあるので に武兵衛・つる夫婦があり、つるが五十六歳と書いてあり

ことはほぼ間違いないでしょう。勝次郎は十五歳ですか だったことになります。余計なお世話なのですが、武兵 衛とつるとの年齢差は十六歳です。二人とも再婚だった 嫁入りは二四年前ですから、武兵衛はその時四十八歳 兵衛・つる夫婦の家だったことがはっきりしました

【困窮人仕出帳】 (前半

、釈文〕(五十音は「困窮人仕出帳」に載る家の通し符号)

困窮人共名前仕出帳 一年酉二月 梅田村」

中 略 所 (持高六斗弐升

一家内三人 妻五十三才 五十六才 佐兵衛印

だったのです。嫁いでから勝次郎誕生まで期間が離れて ら、結婚して一一年目、つるが四十二歳の時にできた子 いますので、勝次郎の上にも子供があったものの、その

子は幼くして没したのかもしれません。

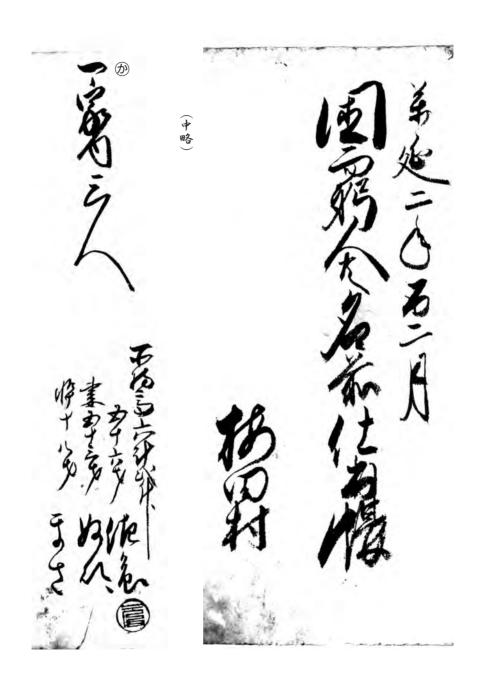
ここには「忰きくの」がいません。「困窮人仕

出帳

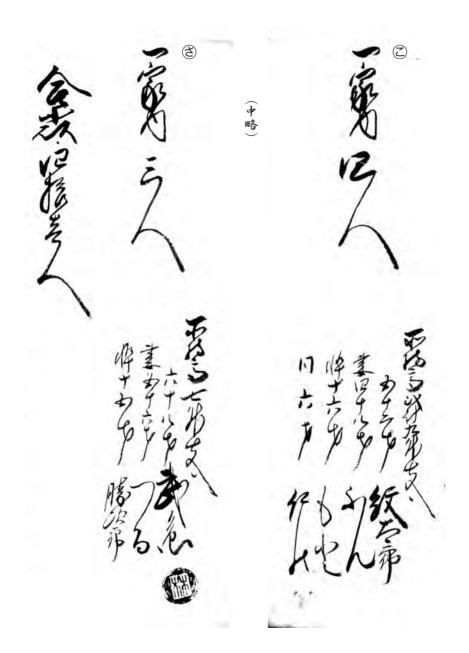
す。そうするとこの時きくのは奉公にでも出ていて家に は住んでいなかったということなのでしょう。 は藩に「救い米」を求めているのですから、書き上げて いる名前はその家に住んでいる者に限っているはずで

ています。安政人数帳も惣助が出しています。 体は似通っていますので惣助が書いたものなのでしょ なお、「困窮人仕出帳」は庄屋惣助の差し出しになっ 両方の字

う。そうした点も注意してみて下さい。



(3) (中略)



一家内四人

(3)

忰 所持高七斗 ま

さ

忰二十五才 五十七才 後家まつ印 ん

き

忰二十三才 市右衛門

同二十一才 清右衛門

家内四人

妻七十一才 たみ

所 持高七斗四升九合

(

七十一才 喜右衛門印

忰三十四才 同三十壱才 喜兵衛 せ

中略

(語意

·語法

一家内四人

所 持高弐斗九升七合 五十二才 紋太郎

妻四十八才 十六才 b Š

> ح h

家内三人

持高七升七合 武兵衛印

る

特大十八才 勝次郎

合小以四拾壱人

表紙 仕出 作り出すことだが、ここでは書き上げの意

であろう。

常 ている田 砂安政人数帳

団佐兵衛家。

所持高 一人一反、 軒では平均七斗二升三合。生計を立てるためには通 畑の合計した想定取れ高。 取れ高換算で一石五斗ほどが必要。 「所持高」は所持し 「困窮人仕出 __ 帳 軒 0)

忰は十八歳以上が男四人、女七人の一一人、十八歳未満 が二軒、 五○歳代が四人、二○歳代が一人。家族数は、五人家族 四人が四軒、三人が五軒。妻は合わせて七人、

うち当主(主人)は七○歳代が二人、六○歳代が四人、

ところ。所持高の少なさが分かる。五十六歳

軒の

は平均四人家族だから、一軒当たり四反、六石がほしい

この時点ですでに居住しなくなっていたのであろう。忰当主が全体としてやや高齢ではあるものの幼い子供も特がここには書かれている。ぬいが居住しなくなるのは「困がここには書かれている。ぬいが居住しなくなるのは「困がここには書かれている。ぬいが居住しなくなるのは「困がここには書かれている。ぬいが居住しなくなるのは「困め人数帳で抹消されていた「弟はい」と考えられる。妻ぬい 安政人数帳で消されていた「妻ぬい」の時点ですでに居住しなくなっていたのであろう。忰政人数帳で抹消されていた「弟定七」はここでもいない。

いて、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えなかったのだから、一時的に奉公に出ているなどの人物はそのますせているらしい。一方、「困窮人仕出帳」はその役ま載せているらしい。一方、「困窮人仕出帳」はその役ま載せているらしい。一方、「困窮人仕出帳」はその役割からしても掲載しているのはその時の居住者に限って割からしても掲載しているのはその時の居住者に限って割からしても掲載しているのはその時の居住者に限って割からしても掲載しているのはその時の居住者に限っている、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えいて、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えいて、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えなかったのだめ、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えいて、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えいて、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えいて、一時的に外に出ている者は書いていない様に思えなかったのだがある。

松 おゑん 安政人数帳の「徳松・おゑん」が書かれて 体清右衛門 安政人数帳には書かれていなかった。弟徳数帳で当主になっていた市右衛門が「忰」とされている。 外市右衛門 安政人がここでは「後家まつ」として当主になっている。 忰き

忰せき 安政人数帳のせののこと。**妹やすへ** ここで記載⑥回③喜右衛門家。**忰喜兵衛** 安政人数帳で編集以降に出ているのだろう。

るのだから、後妻だったことが分かる。**忰おみよ** 安政のでから、後妻だったことが分かる。**忰おみよ**・もと」の下に追記してあるが、「亥」より早い酉(万延二年・一八六一)にすでるが、「亥」より早い酉(万延二年・一八六一)にすでるが、「亥」より早い酉(万延二年・一八六一)にすでるが、「亥」と出ている。嫁入りだったことが分かるが、「亥(文久三されていないのは外に出ているのだろうか。

②同28武兵衛家。

武兵衛

武兵衛の所持高七升七合は

人数帳の「忰おみよ」がいないのは外に出ているのか。

る。

その屋敷地さえ借金の形に入れていた。**忰きくの**安政ていないのは一一軒の中で武兵衛だけである。しかも持していない(二合増の理由は不明)。田畑を全く持っすでに「名寄帳」でみたように屋敷地の広さで田畑は所

のか不明。 出ているのか。小以 小計。なぜ「合」でなく「合小以」出ているのか。小以 小計。なぜ「合」でなく「合小以」

9 勝次郎の元服

妻つる・忰武吉・きくの」となっています。勝次郎が消寒つる・忰武吉・きくの」となっています。安政人数帳年(一八六四)子年のものも残っています。安政人数帳と同じ五軒をさらにみてみます。安政五年(一八五八)午年の次の改訂の文久四います。安政五年(一八五八)午年の次の改訂の文久四います。安政五年(一八五八)午年の次年ごとに改訂して

帳・「困窮人仕出帳」と同じような文字が並んでいるこもらって成人名の武吉に改名したのだと考えられます。女人人数帳も差出人は梅田村庄屋惣助です。安政人数この文久人数帳の時点では十八歳だったため、前年、数

窮人仕出帳」では勝次郎は十五歳ですから幼名ですが、

【文久四年「人数帳」】

え、代わりに武吉が突然出現したはずはありません。「困

とにお気付きでしょう。

〔釈文〕(丸番号は文久人数帳の家ごとの通し番号)

(表紙

八歳以上人数帳「文久三年子正月

就,,切支丹御改,村中神文幷寺一札

梅田村」

⑰一家内

(中略)

② 一家内五人 忰 み四 一 よ人 人

(中略)

もと 竹の 紋太郎

- 53 -

家内四人 武兵衛

妻つる 忰勝次郎 きくの

(中略

③一家内四人 妹 や三人 へ

母たみ

忰せき

喜兵衛

中略

家内五人 母まつ 弟 徳三二 松人 ゑん 小きん 市右衛門

(尾略

(資料番号三三八)

(語意・語法)

文久三年は亥年、子年は翌四年(一八六四)。子年の改 (表紙)文久三年子正月 安政人数帳と同じ様な誤記で、

とか。本帳は本文中も「文久三年子正月」とする。御神 支は誤らなかったものの、前年の年号を記したというこ 訂と考えられるので文久四年子なのであろう。今回は干

領 紀州東照宮の知行地のこと。梅田・小南・下・黒田 小松原の五か村は、寛永十三年(一六三六)紀州藩が社

領として紀州東照宮に寄進している。 妻ぬい・忰まさが記されていた佐兵衛家が空欄になって ⑰万延二年 (一八六一)の [困窮人仕出帳] で当主佐兵衛

> いる。記載もれもないではないが、絶家 (絶え株)の可

③ 喜兵衛 当主喜右衛門がここでは消え、(養子・忰)喜 能性が高い。家族で欠落(逃げ出す)したのかもしれない。

兵衛が当主になっている。それにともない「妻たみ」が

母やすへ」のはず。三年前の万延二年に七十一歳だった 「母たみ」に変わっている。そうすると「妹やすへ」は「叔 の「家内四人」への再訂正は、このことだったのだろう。 のだから、喜右衛門は没したのであろう。安政人数帳で

忰せき「妹せき」にすべき。安政人数帳の「せの」のこと。

②紋太郎家・

③市右衛門家は安政人数帳と違いはなし。

10 御救 い米願い上げ奉る

内増 囲 米」)を使って粥を炊き出し、それぞれの者へ与 はなく、同時に、村人同士で近日、村の救い合い米(「村 米)を求めている願いです。その場合藩に求めるだけで **、 対年の凶作で困窮した者たちへの救い米(救荒対して、近年の凶作で困窮した者たちへの救い米(救売) えるつもりだと述べています。 さて、 「困窮人仕出帳」に戻ります。後半部分は藩に

者に対し村人同士お互い助け合うための救い合い米を出 はまた、藩が救い米を与えるにあたって、村からも救い から藩が救い米を出す番だと迫っていくのです。あるい し、その上で次に、自分たちでやれることはやったのだ これが江戸時代のやり方です。 村の豊かな者が貧しい

【困窮人共名前仕出帳】(後半

〔釈文〕

申候間、 ①右之通難渋人共取調へ名前帳面差上 別紙願之通早々御取扱可」被 成下

奉

_ 願 上

以上

同村 梅田村庄 <u>併</u>煎物 屋 助

庄次郎

酉二月 中尾五郎右衛門殿

〔読み下し文〕

申し候間、 ①右の通り難渋人ども取り調べ名前帳面差し上げ 別紙願の通り早々御取り扱い成し下さるべく候様 以上

願

い上げ奉り候、

合い米を出すように求めてくる場合もあります。



2 乍、恐奉;;願上;候

近年凶作打続諸品高直二付一 統難渋仕罷在候処、

尚亦当年二至而米穀格外之高直相成候二付、

③別帳名前之者共必至与困窮仕罷居候二付

④乍」恐御救米御下ケ被」為,,成下,候様奉,,願上,候、

⑤尤十三日比ゟ村内増囲米之内を以、壱人前壱合

宛、八升粥焚出し、夫々江差遣度奉」存候

⑥依」之前帳相添御達申上候間、何卒早々

御取扱之程奉;,願上,候、以上

梅田村庄屋

同村肝煎 惣 助

庄次郎

酉二月

中尾五郎右衛門殿

(資料番号三三七

文意例

①右の通り、 難渋人達を調査して名前を書き上げた帳面を差し上げ

2 恐れながら願い上げ奉り候

近年凶作打ち続き諸品高直に付き 統難渋仕り罷りあり候処、

なおまた当年にいたって米穀格外の高直に相成り候に付き、

④恐れながら御救い米御下げ成し下せられ候様

⑤もっとも十三日ごろより

村内増し囲米の内をもって、壱人前壱合

宛て、八升粥焚き出し、

それぞれへ差し遣わしたく存じ奉り候、

⑥これにより前帳相添え御達し申し上げ候間、なにとぞ早々

御取り扱いのほど願い上げ奉り候、以上

③別帳名前の者ども必至と困窮仕り罷り居り候に付き、

願い上げ奉り候、

ますので、 別紙願い の通り早々に (御救い米の) 御取り扱いをして下さいますように

お願いいたします。以上

② 恐れながらお願いいたします

近年凶作が続き諸物価が高騰しているので、一同難渋しておりますが、

さらにまた今年になって米穀が急騰したため、

③別帳名前の者達は当然困窮しております。そこで、

④恐れながら御救い米の御下げをして下さいます様お願いいたします。

⑤もちろん、十三日頃より村内の増し囲い米の中から一人当たり一合

ずつ(合計)八升、粥を焚き出し、それぞれへ与えるつもりでいます。

⑥そういうことで、前帳を添えてお知らせいたしますので、どうか早々に

(御救い米の)御取り扱いのほどお願いいたします。以上

〔語意・語法〕

①名前帳面 先に見た一一軒、四一人の名前の載った帳

動詞。候間「間」は「…なので」。「かん」と読んでもよ面。差上申「申」は上の動詞をていねいに表現する補助

人仕出帳」は「名前帳面」と「別紙願」の二部立て。可ゝい。別紙願 後ろに付いた「乍」恐奉;[願上] 候]。「困窮

する依頼。「被,,成下,」は「してくださる」。「被」は敬語。被,,成下, 「可…候」は話者の意志。ここでは相手に対

がっている箇所(繋がった点)が「被」。これもここに「、」とその下の「の」のような形で「可」。その下の曲

文字がある、の意。 奉 | 願上 | 「奉」は謙譲語。

肝煎

- 62 -

右が「干」。中尾五郎右衛門 海士郡加茂組大 庄屋。は左右に揺れた縦角二画のようにみえるが、左が「月」、

願上╷「奉」は謙譲語。丁重にお願いする。諸品「品」②乍↘恐 恐れ多いことですが。願い出の際の定型句。奉,

「党生さる『皇王「聖」はハ)、ごっこなみらい女生っこは品物。高直「直」は値。値段が高いこと。 一統 皆々。

だったから、庶民にとって米穀が高直になると生活は困中心(主食)でそれに若干のおかずを添えるだけのもの口調を表現する語。当年 今年。米穀 当時の食事は米が一般庶民。罷在「罷」はへりくだった姿勢や、改まった

③別帳 先の「名前帳面」。必至与 必然と。仕「する」候二付「候」と「付」の間に小さな「ニ」がある。

難を極めた。格外 異常な。相成「相」は語調を整える語。

藩に対して自分たち百姓を卑下してみせた表現。の謙譲語。罷居「居」は軽蔑した意味合いが含まれる。

藩からの救荒米。下ケ上から与える。被\為||成

11 塩津浦にて渡す

三月二十五日付けの「覚」は、「米一石三斗三升二合

下 | 候「して下さる」(敬語)。決して「して頂く」(謙譲語)下 | 候「して下さる」(敬語)。決して「して頂く」(謙譲語)

⑤十三日比ら「三」と「比」の間の「、」が「日」が敬語だから、ここは三重敬語。

分。**壱合宛**「宛」は「ずつ」。**八升**「八斗」の誤記。「壱米」は村内百姓から拠出した米。救い合い米。その増量は「頃」。「ゟ」は「よ」と「り」の合字。**村内増囲米**「囲⑤十三日比ゟ「三」と「比」の間の「丶」が「日」。「比」

人前壱合」で四一人ならば「八升」は二日分にしかなら 人前壱合」で四一人ならば「八升」とある。粥炊ない。次項「御下米引渡覚」では「八斗」とある。粥炊ない、命をつなぐだけの最低限の分量。差遣 上から尊ない、命をつなぐだけの最低限の分量。差遣 上から尊ない、命をつなぐだけの最低限の分量。差遣 上から尊ない、命をつなぐだけの最低限の分量。差遣 上から尊ない、命をつなぐだけの最低限の分量。

⑥前帳「名前帳面」。

(船に積んで) 塩津浦で渡す」というのですが、中に

を

仕出帳」の内容と一致します。「困窮人仕出帳」に書い 囲米」)として窮民に渡した」という表現は、 書かれた「窮民四十一人」「内八斗 村救い合い米(「増 「困窮人

> 方を村に指示しているのだということが分かります。 て提出した願いが藩に聞き届けられ、藩御救い米の渡し

〔釈文〕

【御下米引渡覚】

1

覚 梅田村

一窮民四拾壱人

此米弐石壱斗三升弐合

但 |二月十六日ゟ五十二日ノ分|

内

八斗 増囲米ニ而渡ス

残壱石三斗三升弐合

渡し方取計候間、 ②右者明後廿七日塩津浦ニ而 印形持参、

受取二罷出可」被」申候、 以上

三月廿五日

(資料番号五四七)

[読み下し文]

②右は、明後二十七日塩津浦にて

渡し方取り計らい候間 印形持参、

受け取りに罷り出で申さるべく候、

以上

(文意例)

受け取りに御出でになるように。 引き渡しを行なうので、 ②右の残り米は、明後二十七日、 印鑑を持参し 塩津浦で

「語意・語法

収穫を始めるという具体的日程があったのかもしれな 窮人仕出帳_ 0·052石÷52日=0·001石で、一人一日一合。 い。ただ一人五升二合(0・052石)が五二日分だから のだろう。このように御救いは麦秋までとすることが多 い。ともかくその日まで食いつなげばよいという判断な の収穫期(麦秋)に入り始める時期だから、 り七日で五二日目は四月七日になる。 月十六日から五二日間だから、万延二年は二月が大の月 2·132石÷ 窮民41人=0·052石で一人五升二合 合ツ、 窮民四一人で米二石一斗三升二合なのだから米 ①窮民四拾壱人 (月三〇日)で残り一五日、三月も大の月で三〇日 (0.052石) 困窮人仕出帳」で「十三日比ゟ」としていた「粥焚出し」 実際には二月十六日から始まったことが分かる。二 0) ずつになる。二月十六日ゟ五十二日ノ分 「増囲米」「壱人前壱合宛」を踏襲する。 此米弐石壱斗三升弐合 旧暦四月初旬 但壱人五升弐 四月八日に は麦 困 残

> 0・8 石÷0・041石(一日の四一人分) =約19・5 升」は八斗の誤記であると判断してよいだろう。 捉える。八斗 増囲米二而渡ス「困窮人仕出帳」にあっ 石=1・332石)。全体からすれば六二・五パーセント、 ら「内 八斗 は四一人の二日分にしかならない。八斗(0・8石)で た「村内増囲米之内を以、壱人前壱合宛、 が「月」。「六」の下の「○」が のできる食料とはいいかねる。「二」の下の縦長の「○」 「残壱石三斗三升弐合」 としている (2・132石-0・8 日分。**残壱石三斗三升弐合**「此米弐石壱斗三升弐合」 増囲米ニ而渡ス」を当然のごとく引い 日。 形でなく意味で 八升」の「八 八升で か 7

日一合の粥は生き延びるための最低限の分量で、

労働



は、これも百姓に対してなのだから形式的な尊敬で、丁は、これも百姓に対してなのだから形式的な尊敬で、丁山、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施しては、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施していたのだからである。

寧語。「申」は 上の動詞をていねいに表現する。なお、 家語。「申」は 上の動詞をていねいに表現する。なお、 をの下が「上」。文末に置く文言は「以上」だから、さ その下が「上」。文末に置く文言は「以上」だから、さ と外側の「、」。「申」の縦角を伸ばして右に持っ た点)と外側の「、」。「申」の縦角を伸ばして右に持っ た点)と外側の「、」。「申」の縦角を伸ばして右に持っ た点)と外側の「、」。「申」の縦角を伸ばして右に持っ たがっているところが「候」。その下、左右の二点が「以」。 との下が「上」。文末に置く文言は「以上」だから、さ との下が「上」。文末に置く文言は「以上」だから、さ

12 半潰れ

変化しています)。「極難渋 早くも近世 達扣并二御下米被」下、たっしひかえならび おさげまい を記した、「大風雨二付居宅・長屋皆潰・半潰 共御を記した、「大風雨二付居宅・長屋皆潰・半潰 共御 八十二歳 衛一家は載っていました(この明治四年の 明 治 四年 家内三人 一の御家流から脱却した、 (一八七一) 急ニ繕イ住居仕候 米代銭相渡し扣帳」にも武兵こめだいせんあいわた ひかえ 五月、 居宅半潰 大風雨で被災した家 明治独特の字体に 内 武兵衛 「控帳」は 忰武 言 かっ 未ご

一三年目に産まれた子です。 一三年目に産まれた子です。

「明治四年未五月十八日大風雨成り(表紙) 大風雨ニ付居宅・長屋、皆潰・半潰共

相渡し扣帳 御達扣并二御下米被」下、米代銭

加茂組 梅田村

中略

①極難渋 一居宅半潰

家内三人急に繕イ、 未八十二歳

住居

一納屋半潰 未三十三歳

家内五人

2 難渋

忰武吉

内 娘きく

当主 同二十三歳

(中略)

- 70 -

右者当月十八日夜

奉,,申上,候、以上

午五月

中尾 惣助

半潰二相成候二付御達 大風雨ニ而、皆潰・

3 一御制木弐拾本但倒れ松 一蜜柑樹七拾本

(中略)

同二歳 同四歳 女子よね 女子たつ

未二十五歳

同三十一歳 弟清右衛門

4 八才以上 八歳以上六人内三人 一米弐斗四升 此代銭拾六貫百弐拾八文請取 半右衛門

三人 此米壱斗弐升 半右衛門

代銀八貫六拾四文

武兵衛印

八才以上 三人

⑤右者居宅潰之者へ壱人前ニ 此米壱斗弐升 代銭八貫六拾四文

右名前江者相渡シ申候、以上 米四升ツ、御下米被」下

未七月

(資料番号三二三三)

3

〔読み下し文〕

(表紙

御達し控ならびに御下米下され、米代銭大風雨に付き居宅・長屋、皆潰れ・半潰れとも「明治四年未五月十八日大風雨なり

仕り候 ①急に繕い、住居

相渡し控帳

申し上げ奉り候、以上半潰れに相なり候に付き御達し大風雨にて、皆潰れ・

右名前の者相渡し申し候、以上米四升ずつ御下米下され

[文意例]

①急いで修繕し居住



しています

③右は当月十八日夜

大風雨で皆潰れ

半潰れになりましたのでお達し

申し上げます。以上

右之名前の者へ渡しました。以上米四升ずつ御下げ米を下さいましたので、⑤右は居宅潰れの者へ一人当たり

〔語意・語法〕

住んでいる」と注記がある。ほかに「納屋皆潰」が一軒門一家三人。「居宅」は必ずしも「長屋」ではなく、まが書かれる。「居宅」は必ずしも「長屋」ではなく、まと「納屋」も「長屋」ではないのだから、「長屋」は「納屋」の間違いか。皆潰・半潰全壊・半壊。武兵衛家が「居屋」の間違いか。皆潰・半潰全壊・半壊。武兵衛家が「居屋」の間違いか。皆潰・半潰全壊・半壊。武兵衛家が「居と半潰」。「居宅皆潰・納屋皆潰」が「極難渋」の半右衛と半潰」。「居宅皆潰・納屋皆潰」が「極難渋」の半右衛と、「り」は一画のくねった曲線で

在秦老儿子有多

帳」に載っているのは合わせて七軒、三五人。この七軒五人。「納屋半潰」が市右衛門家を含めて四軒二四人。「控

困窮者が家も頑丈でなく居住地も良好でないため、大風のうち六軒までが先の「困窮人仕出帳」にも載っている。

達控」(本文③まで)と「相渡し控」(⑤まで)の二つの雨の被害を受けやすかったのだろう。 井二 本文は「御

「被」は敬語。「下」は与える。「米代銭」は、現物の米下、一、大では「代銭」だけを渡しているところからすれば、「御下米・表」で、「御下米・被」下米代銭」とも読めるが、だい表題で、「御下米・被」下米代銭 意味の取り控からなることを示す。御下米被」下米代銭 意味の取り

でなく米相当の

銭。

①極難法 ここにあるように、通常「極難法」と「難法」は「具」で書かれるが平仮名。 武兵衛 安政人数帳図武兵衛の二つの階層に区分する。武兵衛 安政人数帳図武兵衛の二つの階層に区分する。武兵衛 安政人数帳図武兵衛

かれる。 以 半潰」だったため下げ米は受けていない。 付いたか、奉公に出ているか。市右衛門の被害は 姉 ②当主「市右衛門」と他に一人だけ「当主」 の項以降 降に、 「ゑん・きん」がいない。 市右衛門 市右衛門は結婚し女の子をもうけている。清 「内」の字が消えている。 妻やゑ 文久人数帳 安政人数帳③市右衛門家。「母まつ」、 母は没したか。 内「市右衛門」 姉二人は縁 の肩書が書 「納屋

③制木 山林保護のため、藩が伐採を禁じた留木。楠・の項だけ「娘」でなく「女子」が使われている。 女子「市右衛門」

名。根こそぎ倒壊した松。相成「相」は語調を整える語。は「倒」の異体字。「れ」は「連」で書いてあるが平仮柏・槻(ケヤキ)・杉・檜・松の六木。倒れ松根引共「仆」の制木 山林保護のため、藩が伐採を禁じた留木。楠・③制木 山林保護のため、藩が伐採を禁じた留木。楠・

九月に平民の苗字使用が許可されている。午五月「当月米を求めているわけではない。中尾惣助 前年明治三年譲表現。ここでは七軒の被害を届けたのであって、救い毒,1申上,「奉」は謙譲語。「申上」も謙譲語で二重の謙

十八日夜大風雨ニ而」とあるから、

表紙の通り明治四年

未五月で、「午」は誤記であろう。

藩) 治四年七月が廃藩置県なので、この五月はまだ和歌 あった半右衛門と武兵衛が藩御下 ている。 ④半右衛門 二か所で父良蔵を消して半右 八文 米一石あたり銭六七・二貫=金一六・八両。 「貫」 は 「メ」を書く。武兵衛卿 ここに押してある印は正徳元年 を受けてい 近年家督を相続したのか。「居宅」に被害 る。 米弐斗四升 此代銭拾六貫百弐拾 げ 米 御 衛門に 救 訂 米。 正 Ш 明

いる。(一七一一)名寄帳、「困窮人仕出帳」と使い続けて(一七一一)名寄帳以来、文政五年(一八二二)・嘉永五

している。**右名前江者**「江」と「者」を前後逆に書いたか。⑤**壱人前二米四升ツ、** 一日一合として四○日分に計算

13 家内三人

の「人数帳」でしたから、その年以降、この明治四年まつるが載っていた最後の記録は文人四年(一八六四)後の古文書にも、つるの名前は一切出てこなくなります。後の古文書にも、つるの名前は一切出てこなくなります。

もうけました。文久四年に没していたとすれば五十九歳、降、四十二歳で勝次郎、四十四歳できくの二人の子供を天保八年(一八三七)、三十二歳で武兵衛に嫁いで以

での間につるは没したのでしょう。

いが、二か月後の「未七月」救い米代銭が与えられた。右「御達控」では必ずしも救い米を求めているのではな動詞、ここでは「渡シ」をていねいに表現する。未七月動詞(之)者江」か。申候「申」は補助動詞。上の

楽しく仲良く過ごせたのなら幸いです。 楽しく仲良く過ごせたのなら幸いです。

偽一九と書物屋喜一郎

1 和歌山買い物独り案内

梅日記』 年代)にかけて、 兄弟が大手の書物屋 有名な川合家にも出入りしていたため、「坂本屋」は 版物を共同で次々と手掛けていきます。『小梅日記』で 坂本屋兄弟も、 よりも出版・卸に重点を置き、貸本業も兼ねていました。 た。書物屋といっても今日とは違い、大手は通常、 出版と書商の営業形態」、 幕末の城下町和歌山で、坂本屋喜一郎・大二郎という に何回も出て来ます(須山高明「城下町和歌山 嘉永・安政期(一八四○年代末から五○ 和歌山の書物屋の中では最も多くの出 (書店) をそれぞれ営んでおりまし 和歌山市立博物館3夏季特 小

0)

別展図録 『城下町和歌山の本屋さん』所収、二〇〇三年、

参照)。

十返舎一九がやってきて、『独案内』は自分が出 ミンタメーンシートの出版を企画しているさなか、店に江戸の戯作者案内』の出版を企画しているさなか、店に江戸の戯作者とし 年(一八三五)喜一郎が買い物ガイド『 をしているといいます。ところが一九、その四年前にす ある時、 兄弟の身に事件がふりかかります。 和歌山買物 『す準備

沢衛門の著作を何冊も出版しますが、藩の政争のために

衛門は、

安政二年 (一八五五)

座敷牢に押し込められて

でに没しているのです。あるいは、

兄弟は藩の国学者長

文書(『移管資料目録』 収しようとします。文書館が所蔵する(書物屋)坂本屋 だったのでしょう、兄弟が所持していた高価な版木を没 しまいました。藩は衛門の著作を出版禁止にするつもり 所収)は三三点。この二つの事

ば買い物ガイドが出版され好評を得ます。喜一郎はこれ

は浪花)買物独案内』『江戸買物独案内』という、

l,

ら慶応(一八六○年代後半)にかけて、『商人(あるい

さて、大坂や江戸では文政初年(一八一〇年代末) か

ことか許可が下りません。

山買物独案内』の出版願いを提出しますが、どうした

を和歌山でも実現すべく、天保五年、

町奉行所に

『和歌

件が中心です。

【『買物独案内』 出版願い】

〔釈文〕 表紙

書物屋

郎

乍恐奉願上候口上

書物屋

①乍恐奉願上候口上 喜一郎印

私義、 多年書物商売仕来候処

御蔭を以取続き商売仕、 難有仕合奉存候

2 然処、 先年ゟ

[読み下し文]

①恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

私義、多年書物商売仕来り候処、

御蔭を以て取り続き商売仕り、

②然る処、先年か

有り難き仕合わせに存じ奉り候

御国御国産丼びに諸問屋を初め諸商売

相認め出板(版)仕り度く存じ奉り候間、 諸職方に至る迄、 (被)為|成下|)候様 何商売は何町何屋某と

③何卒出板

御免成し下せられ

78 -

御国御国産幷ニ諸問屋を初諸商売・

諸職方ニ至迄、何商売ハ何町何屋某ト

④大坂表出板仕有之候買物独案内と

(表紙)

御免被為成下候樣、 相認出板仕度奉存候間、 偏ニ奉願上候 ③何卒出板

> ④大坂表 出板仕り之有り候「買物 独 案内」と 申し候書物御座候に付き、⑤右書物之仕方を以て

偏に願い上げ奉り候、

御国御城下諸商売買物独案内」

出板仕り度く存じ奉り候、

込けるたとろ 大方妻は我有はない (付箋)

申候書物御座候二付、 ⑤右書物之仕方を以て

御国御城下諸商売買物独案内

出板仕度奉存候、

遠近之人々、売買ニ弁利宜敷候様奉存候間 ⑥右之通出板仕候へ者、当御城下不案内之

奉存候、 ⑦何卒御聞済被為成下候へ者難有仕合ニ 以上

午二月 此段乍恐奉願上候、

⑥右之通り出板仕り候えば(へ者)、当御城下不案内之

遠近之人々、売買に弁利(便利)

で何卒御聞き済み成し下せられ候えば

宜しき(敷き)候様存じ奉り候間

有り難き仕合わせに

存じ奉り候、此段恐れながら願い上げ奉り候、 以上

「本文御聞済被為成下候へ者、

好之通以相対加入致度奉存候 夫々商売向へ及掛合、先方

(坂本屋文書九二三一-六)

好み之通り相対を以て加入致し度く存じ奉り候

文意例

①恐れながらお願いいたす口上書き

私は長年にわたり書物関係の商売を致して参りましたが

お陰様で引き続き商売が成り立ち、有難き幸せと思っております。

②さて、以前から

御国の産物と、これを扱う諸問屋を初め諸小売商

諸職人に至るまで、何の商売は何町の何屋某(という店がある)と

認め出版致したいと思いますので、③どうか出版の

④大坂で出版いたした『買物独案内』と

御許可を下さいます様に、ただただ願い上げます。

いう書物がございますので、⑤右の書物の仕方で、 『御国御城下諸商売買物独案内』を

出版致したいと思います。

夫々商売向へ掛け合いに及び、 「本文御聞き済み成し下せられ候えば、(付箋)

83 -

⑥右の通り出版致しましたならば、 当御城下に不案内の

遠方の人々にとって、売買に便利になる様に思いますので、

⑦どうか御聞き入れ下さいますれば有り難いことと

存じます。この件、

恐れ多いことですがお願い申します、

以上。

「本文をお聞き入れ下さいましたならば

それぞれの商人に交渉をして、先方の

希望通りに、 合意の上で(掲載する商人達の中に) 加えたいと思います」

〔語意 ·語法

①乍恐 願い出の際の定型句。恐れ多いことですが。奉

き」(口頭で述べた内容を文章に書き留めたもの) 願上「奉」は 謙譲語。 丁重に願 い出る。ロ上「口上書 の略

ただ、近世には口上ではなく文書が重要になり、 、文書で

として、形式的に「口上」の文言が付け足されているこ の提出に重きが置かれていくが、表題にはかつての名残

歌山市中之島)、 とも多い。書物屋 喜一郎 坂本屋喜一郎は中野島村 た (前掲須山稿)。 のち駿河町 出版にあたっては、 (同駿河町) 坂本屋も、 に店を構えて **和** 和

W

る印刷に携わる版木の彫り師や摺り師 歌山を中心にした文化人ばかりでなく、 (版木に墨を塗っ 当時の版木によ

あった。私義「義」は「こと」。「…のこと」を意味する て和紙に摺る人物)などの職人をも取りまとめる必要が

かる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。ここでは「私」

語はいくつかあるが、その中で「義(儀)」は、そのか

だけを示す。仕来 ずっと行なっている。御蔭 以下、「御 国」「御国産」、「御免」「御聞済」など、 は藩の行為等に関してはことごとく「御」が付いてい 藩の所属 ある

V

は「する」の謙譲語。仕合 幸せ。奉存候「奉存」は「奉」る。取続き 引き続く。商売が成り立っていく。商売仕「仕」

②御国御国産幷二諸問屋を初諸商売・諸職方 領国の産も「存」も謙譲語のため、二重の謙譲表現。

調を整える語。語に意味があるわけではない。**出板** 出版。人。「商売」は小売商。「職方」は職人。**相認**「相」は語物および(これを取り扱うところの)問屋・小売商・職

近世は版木での印刷のため、通常「出板」の字を使う。

③被為成下候「被」も「為」も敬語で二重敬語。「被為奉存候間「間」は「…なので」。

いは見いだせない。強いていえば、「成下」の方がやや許し下さる」。ただ「成下」と「下」との間に顕著な違成下」は「成」が「する」で「して下さる」。ここでは「お

ここでは「許可を与える」の意味になる。「被」は「罷」格式張った物言いか。なお、「下」の原義は「与える」で、

①大坂表 大坂地方。大坂一帯。出板仕有之「仕」「有之」四角に小丸を付けたような文字が「為」。偏二 ひたすら。書いている。文意から「被」と読むしかない。その下ののように書かれてしまっている。喜一郎は常にその形でのように書かれてしまっている。喜一郎は常にその形で

いる。「者」は「日」の部分を通常「つ」の形で表すが、⑥仕候へ者「へ」は「候」の語尾変化をあえて表示して⑤御国御城下 領国の城下町、つまり城下町和歌山。

として使う傾向がある。「敷」は「宜しく」の送り仮名「しは便利。近世には音さえ当てはまれば、躊躇なく当て字「は」のこと。ここでは仮定の「ば」。弁利宜敷「弁利」

筆者は「統合の段」と称する。ここでは願書き冒頭からのこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。の当て字。字義とは関係がない。

への止めから左下にはねているため分かりにくい。2項・此段」までのすべての内容を代用する。「聞」が、右下

喜一郎は点で示している。漢字で書いてあるが平仮名の

の方が読みやすい。
【二度目の出版願い】⑨の「聞」も同じ形だが、こちら

(付箋) 商売向 ここでは諸商人。掛合 相談。交渉。先

は、ここでは加える。入れる。独案内」に掲載を希望した諸商人等の中に加える。「加入」独案内」に掲載を希望した諸商人等の中に加える。「加入**好度**「買物

2 偽の十返舎一九

に許可を得ているというのです。これに驚いた喜一郎、案内』の企画を喜一郎同様に進めていて、江戸ではすでてきます。そこで言うには、一九も和歌山の『買物 独翌六年、喜一郎の店に江戸の戯作者十返舎一九がやっ

【二度目の出版願い】

釈文

喜一郎印

私義、先年親代ゟ書物商売仕来候処、

8 作恐奉願上候口上

御蔭を以取続き商売仕、難有仕合奉存候

⑨然処、去午二月、別書願書之通

被仰聞、奉畏候義ニ御座候、⑩右ニ付候而者、押而御願奉申上候処、右者先御取扱難被成下候段

一九、すでに四年前の天保二年(一八三一)に没してい再び出版願いを奉行所に差し出します。ところがその

たのです。

③右者私共先願有之候由申聞候事ニ御座候、御当所諸商売向開板仕度候由申ニ付、御当地へ参り、私共方へも立寄候而、②此度右私共御当地へ参り、私共方へも立寄候而、②此度右私共の此度当月廿六日、江戸表十返舎一九と申候者奉願上候義奉恐入候ニ付、其儘ニ相成御座候、

はあるとうちょうであるけるたちれて 古教事了少多大人 先生在排程是成了人 事就上の文書とかってそれでも成時後の おかる中国小文書をかたります 餐汽车報代台書的有更传奉的完

はえているとうというなるときれていい

四右之通ニ付而者、右之者何連可願出と奉存候,

奉恐入候得共、⑥若右之者へ御免も御座候義ニ ⑤右者前段之通私共ゟ再応奉願上候義

御座候へハ、私共甚以残念之至ニ奉存候、且ハ

御免被為遊被下候様、乍恐奉願上候、以上 右一九義、 他所者之義ニも御座候へハ、⑰何卒私共

未八月

(坂本屋文書九二三一-六)

[読み下し文]

⑧恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

私義、先年親の代ゟ書物商売仕来り候処、

⑨然る処、去る午二月、別書き願い書き之通り 御蔭を以て取り続き商売仕り、有り難き仕合わせに存じ奉り候、

89 -

御願い申し上げ奉り候処、右は(者)先御取り扱い成し下され難く(難」被言成下言)候段御願い申し上げ奉り候処、右は(者)先御取り扱い成し下され難く(難」被言なれ、なごとはの)

願い上げ奉り候義恐れ入り奉り候に付き、其儘に相成し御座候 仰せ聞けられ (被, 仰 聞,)、畏み奉り候義に御座候、 ⑩右に付き候ては (而者)、押て

⑪此度当月廿六日、江戸表十返舎一九と申し候者

存じ附き候趣向同様之品、江戸表にて御願い済み之由にて、 御当地へ参り、私共方へも立ち寄り候て、⑫此度右私共

御当所諸商売向き開板仕り度く候由申すに付き、

⑭右之通りに付いては、右之者何れ(連)願い出づ可しと存じ奉り候 ③右は私共先願之有り候由申し聞け候事に御座候

⑮右は前段之通り私共

ち再応願い上げ奉り候義

恐れ入り奉り候え(得)共、⑯もし右之者へ御免も御座候義に

御座候えば(ヘハ)、私共甚以て残念之至りに存じ奉り候、

御免遊ばせられ下され(被」為」遊一被」下)候様、 右一九義、他所者之義にも御座候えば、⑰何卒私共

恐れ乍ら願い上げ奉り候、

以上

未八月

⑧恐れながらお願いいたす口上書き

私は去る親の代から書物関係の商売を致して参りましたが、

お陰様で引き続き商売が成り立ち、有難き幸せと思っております。

⑨さて、去年の午年二月、 お願い申し上げましたところ、この出版はとうてい許可なさり難いということを 別添えの(前に添えた)願い書きの通り

お言い聞かせになり、承知いたしたところでございます。⑩こういうことですので、あえて (再び)願い上げることは恐れ入りますのでそのままにしておりました。

⑪この度今月二十六日、江戸の十返舎一九という者が

思い付いている企画と同様のものを、江戸では許可を得ていて、御当地和歌山へ参り、私の店へも立ち寄りました。⑫この度右の、私が

③この出版は私が先に願い出たということを申し伝えたのでございます。御当所和歌山城下町商店の版を出版したいということです。

⑭このようなことですので、右の者はいずれ(この企画を)願い出るだろうと思います。

恐れ入るのですけれども、⑯もし右の者へ御許可が出るようなことに ⑮この出版は前段(ここでは⑨~⑩)の通り、私より再びお願いいたすということは

右の一九は他所者のことでもございますので、⑰どうか私へなりますならば、私は非常に残念(筋違い)と思います。さらに、

御許可くださいます様に、恐れながら願い上げ申します、以上プロールを行っています。

〔語意・語法

⑧親代6 10項

【弟又三郎養子に付き願い】には、 「祖父

ない。 というよりは、ここに一文字あるという意味。 はなく「由」のくずしになっているので読みにくい。 畏 受け身と取って、言い聞かされたとするのは間違い。 も」。「取扱」は、ここでは許可すること。「難」は出来 難被成下候「先」は 控えということになる。 たこと。「候」は …奉畏候義ニ御座候」。 ⑩右二付候而者「右」は⑨の「去午二月、 い聞かせるの敬語。 がたいことを強調する語。「どうにもこうにも」「いかに 詞「申上」は「言う」の謙譲語。二重の謙譲語。 た一連の「乍恐奉願上候口上」は、「未八月」の願書の て新しい願いを差し出したはず。つまりこの表紙の付 書願書之通」とあるのだから、「午二月」の写しも添え ⑨別書願書 「午二月」にはこれを単独で提出し、「未八月」には、「別 命じられて承知したのだから、「畏」。上が「田」 困難である。被仰聞「被」は敬語。「仰聞」 前にある「午二月」付けの願い書きのこと。 「、」で書かれている。「候」 「被」が付くから二重敬語。「被」を (否定語を伴い)その事態が動かし 願い出て、 御願奉申上「奉」は謙譲語。 それが不許可になっ 別書願書之诵 文意から のくずし 先取扱 は言 動 で 奉

> に。 御上に逆らうことにもなりかねないので、 難被成下」というほどの強い拒絶があった。「押而 を下した、 る。 いうこと。奉恐入候二付、其儘二相成恐れ多い、つまり、 上」は、その藩の判断を不服として、 「候」以外にはありえないので、そのような書き方にな 面 藩は、「買物独案内」の出版は認めないという判断 は平仮名の「て」。押而奉願上「押 しかも、 内容は分からないながら、「先取扱 あえて再願すると 再願せずにそ 市 は 奉 強

< 店を糾合し文面も擦り合わせなければならない。 ①の注で述べるように天保六年だから、 年は天保二年(一八三一)。この願書きが書かれた未年は、 うまでもなく、『東海道中膝栗毛』で有名な戯作者。 ⑪廿六日「日」は横画が失われている。十返舎一九 で出版される名所図会・名所旧跡案内・絵地図等と同じ はともかく、 人物が喜一郎の店に立ち寄ったことになる。ただ、「一九」 のままにした。 般の出版物とは違って、この手の出版は掲載希望の商 地元の人間だからこそ信頼も得られ 冷静に考えればこの話は所詮無理なのだ。 四年前に没した 人脈や地の利を 御当地 没 r.J

ば、 ではなく、「十返舎一九と申候者御当地へ参り」とある 語らせてもさほどの無理はない。今日とは違い一九死去 要求するというような詐欺師ではなかったか。 は う。偽一九。出版事情にも通じていたのだろう、「一九」 思い ば、江戸の人物がわざわざ和歌山版を企画しようとする は、 なくても不思議ではない。「十返舎一九御当地へ参り」 の報が流布するわけではないから、 はこの手の話を引っさげて全国各地に出没していたので ところが、そのあり得ない話をしに来た人物がいるとい はずはない。 雑になり採算を取るのも難しくなる。 ければならず、 10 ないのか。例えば、 信用を得るためにも有名人に成りきるのが得策だろ ・付いた狂言だと考えても、 和 実に多彩な顔を持つ一九であれば、こうした企画を にしていた企画の再願を奉行所に申し出るために 歌山に代理の店でも置きその店を操作していかな あるいはそうではなく、 刊行するにせよ販売するにせよ手順 出版を取りやめる見返りに金銭を 同様の不自然さがある。 喜一郎がそれを知ら 喜一郎が この点を考えれ それなら 「其儘 心が煩

生かし実現出来る出版なのだ。「他所者」(⑯)にとって

偽一九、当てがはずれたのではなかったか。 ば ら願い出た「一九」に許可が出るなどということがあれ を選んだ。奉行所にあて自分が「先願」だと主言 「先願」であることに価値を置いている喜一郎は正攻法 うのはこのようなものなのか。ところが、「御当地」 点に喜一郎はだまされたように思える。本来江戸での あわてふためいたというところか。とりわけ「江戸表ニ が 難被成下」(9) 大手書物屋であれば何を冗談をと受け まではよかったが、恐らくは金をせしめるのに失敗した 所者」ではないかと述べて再願した。話を信じさせた所 而御願済」(⑫)、企画はすでに動き始めている、この一 い話題を主張する人物が実際現れてみると、真に受けて い顔をしていれば済むものを、 から、喜一郎は顔も分かっていない。 い出が必要だったかどうか。 : 「先願」(⑬)だと主張した。目の前に本来あり得な 「甚以残念」なことだし、 のだから和歌山では無理ですよと涼し 詐欺に引っかかる心理とい しかもこの「一九」は まともに取り合って自分 出版経験も豊富な 流し、「先 実際、 張、 御取扱 後か 0) 願

話は以後出てこない。私共「共」は必ずしも複数を示す

のではなく、へりくだった意味を表す。

るほどなのだから、これに喜一郎は取り立てて強く反応あるいは、その許可を得ている。願書きに書き付けてい「一九」が出版許可を江戸町奉行にすでに願い出ている。迎趣向 ここでは企画。江戸表二而願済之由「願済」は

の版木を作ること。すなわち出版すること。中)を集めた『買物独案内』。開板 直接には、木版刷り中)を集めた『買物独案内』。開板 直接には、木版刷り中)を集めた『買物独案内』。開板 直接には、木版刷りにことが読み取れる。「由」は伝聞の「…ということ」。

ければ「先願ニ付」でもない、「先願有之」という表現喜一郎はそこに価値を置いている。「先願致候」でもない出ていること。それは特段の意味は持たないのだが、⑬先願有之「一九」より先に喜一郎が和歌山町奉行に願

話し手の意志。「可…候」の方が丁寧。ここでは「…だ⑭何連「連」は平仮名の「れ」。可願出「可」単独でも

申 もう(し)き(け

申し聞かせる。

は、「先願」したという権利を主張しているように思える。

⑮右者前段之通私共ゟ再応奉願上候義奉恐入候「右」は

ろう」という、

話し手の推量

奉恐入候」を指している。「再応」は、くりかえし。再び。聞、奉畏候義ニ御座候、右ニ付候而者、押而奉願上候義通り。⑨から⑩にかけての、「御取扱難被成下候段被仰『買物独案内』の出版願い。「前段之通」は、前で述べた

者はそういう事態になる。甚以残念之至「以」は強調。「甚取りにくいが、前者の「御座候」は「御免」が出る。後に許可が下りるという事態にでもなるならば」。意味が⑯右之者へ御免も御座候義ニ御座候へハ「右の者(一九)

⑩の注参照

他所者 ここでは他領の者。紀州藩外の者。近世にはこしが出るならば残念だ、あるいはそれは筋違いだの意味。はそこに価値を置いているのに、後に願い出たものに許以」と「至」は同義反復。自分が「先願」であり喜一郎

内 実行者 遊」で四重の敬語。 ①御免被為遊 「遊」 うした使い方も多い。 なっている。 出版願い」(九二三一-七)は (奉行所)に対する尊敬の念を示す。 「閏七月」のある未年は、 未八月 は 補助 動詞で、ここでは 全く同文の異本 「未閏七月」付けに 近世では天保六 ||買物独案 「御·被·為 「御免」

のであろう。

3 半丁で十匁

かったことが分かります。今回の願いには、出版見本の 「別帖」も付けてありました。しかし、 「一九」が訪れた後に出した二度目の願いも許可されな 九年後、坂本屋兄弟は三度目の出版願いを提出します。 『買物独案内』は

> 度も願い出たにもかかわらず、結局出版許可が下りない その後出版された形跡が見られないことから、兄弟が何

まま立ち消えになったものと考えられます。

【三度目の出版願 V

喜一郎印

書物屋仲間

[読み下し文]

①恐れ乍ら願い上げ奉り候口 上

大二郎印き

①乍恐奉願上候口上

御国諸問屋ヲ初諸商売幷諸職方、 何商売者何町何屋某ト相認出板

仕度奉存候間、 ②何卒出板御免

③仕方之義者別帖之通り仕り、 被為成下候様、 偏ニ奉願 上候

御国諸問屋を初め諸商売幷に諸職方、 仕り度く存じ奉り候間、 何商売は(者)何町何屋某と相認め出版 ②何卒出板御免

(出板

成し下せられ(被」為一成下」) 候様、

偏に願い上げ奉り候

③仕方之義は別帖之通り仕り、 御国御城下諸商売買物 独 案内

大きでできるのをかっているとうとでできるからいます。 ままままるのをからいるが

(付箋)

東御餐所樣

御国御城下諸商売買物独案内

出板仕度奉存候

④右之通り出板仕候へ者、当御城下不案内之

遠方之人々、売買ニ弁利宜敷候様

難有仕合奉存候、 奉存候間、⑤何卒御聞済被為成下候へ 此段乍恐奉願上候、 以上 者

天保十五年 辰八月

東御番所様

(付箋)

⑥「彫刻之義ハ半丁ニ付代銀拾匁

相掛り候付、⑦半丁或ハ二ツ割・三ツ割

其人々之望ニ任せ、右割合を以て

相対之上加入為仕度奉存候.

〔坂本屋文書九二三一-三〕

文意例

①恐れながらお願いいたす口上書き

御国

(の産物を扱う)

諸問屋を初め諸小売商ならびに諸職人について、

出板仕り度く存じ奉り候

④右之通り出板仕り候えば(へ者)、当御城下不案内之

存じ奉り候間、 ⑤何卒御聞き済み成し下せられ候えば

遠方之人々、売買に便利(弁利)宜しく(敷)候様

有り難き仕合わせに存じ奉り候、

此段恐れ乍ら願い上げ奉り候、

以上

相掛り候に付き、⑦半丁あるいは二つ割り・三つ割り、 ⑥「彫刻之義は半丁に付き代銀拾匁

其人其人之望みに任せ、右割合を以て

相対之上加入仕らせ(為」仕)度く存じ奉り候常だ。

何の商売は何町の何屋某(という店がある)と認め出版

致したいと思いますので、②どうか出版の御許可を

下さいます様に、ただただ願い上げます。

『御国御城下諸商売買物独案内』を③仕方については別帖の通りにいたし、

出版致したいと思います。

④右の通り出版致しましたならば、当御城下に不案内の

思いますので、⑤どうか御聞き入れ下さいますれば遠方の人々にとって、売買に便利になる様に

有り難いことと存じます。この件、恐れ多いことですがお願い申します、 以上。

(作等)

かかるので、⑦

⑥「(版木の) 彫刻については半丁について代銀拾匁

それぞれの人の望みに任せ、 右の割合(半丁・二ツ割・三ツ割) で

(店の掲載の大きさを) 半丁 (一頁) あるいは

(半丁の) 二分の一・三分の一 (というように)

承知の上(掲載料を取った上で)加入致させたいと思います」

〔語意・語法〕

こと。ここでは兄弟連名で願いを出している。弟の大二①書物屋仲間 喜一郎卿・大二郎卿「仲間」は株仲間の

かけての川沿いの地)に店を構えていた(前掲須山稿)。郎は昌平河岸(和歌山市の寄合橋西詰から小人町東端に

恐入候得共」、 応 (2) とではない。 産 よびこれを取り扱うところの商人・職人のうち、「御国 写しなのにあえて印を捺して提出時の姿を再現し、 の今回は、そうした表現は一 徳川家の領国 二諸問屋を初諸商売・諸職方」、 物独案内』出版願い】の「口上」にある「御国御国産幷 るのではない。御国諸問屋ヲ初諸商売幷諸職方 1項【『買 抹消もその一例で、提出しなかった願い書きが残ってい ることで写しであることを示している。ここでの印影の 内いくつかは印部分をさらに墨で抹消したり破ったりす に「印」の文字や空白にしているものばかりではない。 からすべてが写しと思われるが、 偏二奉願上候 物)_ 願 11 の際には、 が抜けた形ととるべきだろう。 儘 という大変な気の使い様だった。 一相成御 紀伊・ 天保六年、 押而」 伊勢全域の問屋・商人・職人のこ :座候」「私共ゟ再応 前年に引き続い (再応) 切示されていない、 すなわち領国の 捺印部分を通常の 「奉願上候義奉恐入 くての 奉 字義通りの、 願上 前 産物お 九年後 一候義奉 項 一再願 その ぶよう

> ない、 めに、 自然消滅していて、そのため今回 たことと同じ考え方なのだろう。 とすら書いていない。 恐縮する必要がないということと思える。 同じ内 .容の法令が繰り返し繰り返し出し続けられ 法令が数年経てば自然消滅するた 九年前 0) 願 41 は の願書きは今や 再願にはなら

は墨で抹消されている。

坂本屋文書は内容・形式

③ 別帖

次項に取り上げた

『和歌山買物独案内

は銀遣い経済。金一両=銀五〇目(匁)=約一五万円で折った紙の大きさ。すなわち板木半分。代銀拾匁 上方がかれた 版別 版木の製作。半丁 見開いた帳面の片面。半分に

だったという(三尾功『城下町和歌山

百話』)。

所は広瀬(和歌山市元町奉行丁二丁目)

(5)

東御番所

東町奉行所のこと。

東町奉行所・

西

町奉行

う相合版の形で出版することになる。「匁」は小丸のあ五百万円。版元としても多くの版本の版木を負担するの工百万円。版元としても多くの版本の版木を負担するの大のの一五〇頁ほど)の和綴じ本で、版木代だけでも四、 換算すれば、「拾匁」は三万円ほどになる。 一冊七、八十

にあり、

対之上加入為仕「相対」は、合意する。納得する。「為_ 片面の二分の一、三分の一。商人ひとり当たりの、 と筆を左上に戻し右下に向かうべき所、戻さずに下に下 は使役。「させる」。こうして、「彫刻之義ハ半丁ニ付代 にかかり、「其人其人」と読みとるべきなのだろう。相 「々」は「人」にだけかかるのではなく「其人」二文字 独案内』に掲載する紙面の大きさ。**其人々之望ニ任せ** ⑦半丁或ハニツ割・三ツ割「二ツ割・三ツ割」は、 ろしてから跳ね上げているので分かりにくい。 『買物 帳面

ことになる。 させ)加入させる、という意味だと解釈できる。金銭に その割合で合意の上(掲載割合に見合って版木代を負担 代は拾匁という高額なので、 望ニ任せ、右割合を以て相対之上加入為仕度」は、 本屋は、版木の負担というリスクなしにこの『独案内』 う直接的表現を避けたのだろう。この仕組みによって坂 まつわることなので、掲載者に版木代を負担させるとい を出版することができ、売れた分だけ利益を上げられる 掲載面の大きさを選ばせ、

4 別帖 『買物独案内』見本

銀拾匁相掛り候付、半丁或ハ二ツ割・三ツ割、其人々之

の効用をうたいます。本文では、いろは順の業種ごとに でも良心的な商店を選ぶことが出来ると『買物独案内. この見本は、「序」で、城下町をよくは知らない人々

釈文

【『買物独案内』「序」

しています。

商店の広告を並べて、

利用者が検索しやすいように工夫

山歌和①

買物独案内

商人買物独案内序

②実乎此小冊乃弁利を あらざれハ敢て不随と、 物必ず法あり、其法、言に

述るに、譬ハ遠近・智愚の

もの等、其道に奇さる品ハ 人に限らず、万事買物・誂

> 買にも売にも損失多し、 ③故に選ひてその家に行

ざれば、亦しても後悔あらん 数恐れて此小冊を出せ

物なればかの字之部、古手 り、④其買物を尋るに、乾

頭字を取て引出し見れば、 なればふの字之部と、其

何屋某と委あり、此処に 乾物ハかの字に何町何丁目

尋ね行べし、⑤代呂物に念を

なきにより名前を 入、直段下直なる事疑ひ

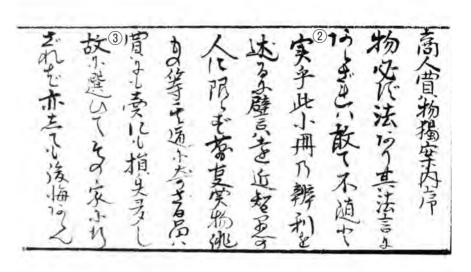
を弁じ後の愁ひなし、

物するに、如才なく心安く事 顕たれハ、其所に行て買

物をと、のふに、あんじ

も当地不案内の人々、 ⑥殊に遠国、亦は近在にて

新宣物獨 案为



数恐れて此小冊を出せざれば、亦しても後悔あらんざれば、亦しても後悔あらん

買うにも売るにも損失多し、

もの等、其道に奇た(奇ざ)る品はいったの等、其道に奇た(奇ざ)る品は

[読み下し文]

見て知るへし

自由なること、此小冊をおもふ処に行てその

人に尋るにもおよハず、なくこ、ろの儘にして、

物必ず法あり、其法、言に① 商 人買物独り案内序

②実に(乎)此小冊乃便利(弁利)をあらざれば(ハ)敢て随わずと、

述るに、譬ば遠近・智愚ののぶ

人に限らず、万事買物・ 動きを表

- 104 -

を弁じ後の愁い(ひ)なし、

物するに、如才なく心安く事顕 たれば其所に行きて買

なきにより、名前を

⑥殊に遠国、亦は近在にて ・当地不案内の人々、 をく心(こゝろ)の儘にして、 なく心(こゝろ)の儘にして、 人に尋るにもおよば(ハ)ず、 人に尋るにもおよば(ハ)ず、 入れ、値段(直段)下直なる事疑い り、④其買物を尋ねるに、乾 り、④其買物を尋ねるに、乾 を取りて引出し見れば、 がか、「か」の字之部と、其 を取りて引出し見れば、 がか、「か」の字に何町何丁目 を物か、「か」の字に何町何丁目 を取りて引出し見れば、 でを取りて引出し見れば、 できるり、此処に の字はであり、此処に のををあり、此処に のををあり、此処に

天余

文意例

①物には必ず手本がある。しかし、その手本も文字に

なっていなければわざわざ従おうとはしない(ものだ)。

②実際に(具体的に)この小冊子の役立つ点を

述べれば、例えば (和歌山町から) 遠い人・近い人、

もの等、商業の筋をはずした品物(いい加減な商品 人に限らず、万事、買物や注文して作った

は

ものの分かっている人・いない

買う場合にも売る場合にも損失が多い。

かなければ、またしても後悔があるだろう、 ③故に、選んだ上でその商家に行

た。④その買物について調べるには、乾 成り行きを恐れてこの小冊子を出版し

ならば「ふ」の字の部と、その 物ならば「か」の字の部、 古手

乾物は「か」の字に何町何丁目

頭文字を取って引出して見れば

尋ねて行くとよい。⑤商品に念を

何屋某と詳しく出ているので、ここに

- 107 -

入れていて、値段が安い事に間違い

ないから(この小冊子に)名前(屋号)

載せたので、そこに行って買

物をしても、失敗もなく安心して事

が済み(買い物が出来)、後の心配もない。

⑥殊に遠い地方、または近在で

も当地(和歌山の町)不案内の人々は、

(この小冊子を見れば)物を整えるのに(買い物するのに)不安も

なく思った通りにして(思い通りの店に行けて)、

人に尋ねる必要もない、

思いの店に行き、その

心のままであるという状態は、この小冊子を

見て知ることが出来るだろう。

〔語意・語法〕

①必ず「ず」は「須」に「 ゙」。以下、漢字をくずした形

は点を抜いているので分かりにくい。「れ」は「連」。**不**「阿」。**言にあらざれハ**「言」は文字。「に」は「丹」。「ら」

の平仮名が多い。法あり「法」は手本。模範。「あ」は

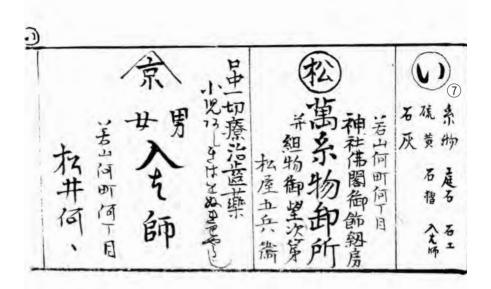
随と「と」は「登」。

譬ハ 例えば。限らず「ず」は「春」に「゛」。誂もの「誂る。小冊 小型の薄い書物。小冊子。弁利 便利。役立つ。②実乎 実際に。「乎」は平仮名の「に」として使ってい

を「攴」にしている。 ③**亦しても** 「し」は「志」。**数** 成り行き。 「数」は、部首「攵」 とから「太」のくずし字に、 もない。「さ」のままで、濁点も付けていない。このこ 場合の①③のような、第二画右下への運筆へのつながり 運筆から入っているように見え、第一画横画から入った 右下への運筆につなげている。濁点も付して「ざ」にし ざれば」の「ざ」は、両方とも起筆部が上から入っていて、 なければ意味がとれない。①の「あらざれハ」、③の「行 ない)品」ではなく、「一奇」たる(偽りたる)品」にし 失多し」なのだから、「一奇」さる(偽らざる=間違いの ている。其道「道」は、守るべき道理。奇さる「さ」は ④尋る 捜し求める。乾物なれば「な」は「奈」。古手 古 てしまったように思える。 ている。一方、「奇さる」の「さ」は、第二画右下への 第一画横画の終筆部から筆を離さずに、そのまま第二画 のくずし (平仮名の「た」) に横画を追加したものか。 「損 出せり「り」は 間違って後筆で横画を入れ 里。 太

は 「言」 (ごんべん) が 「イ」 (にんべん) になってしまっ

は ⑥遠国 遠い地域。「国」は「伊勢国」「摂津国」などと りがない。心安く安心して。弁じ済む。愁ひ不安。心配。 は「越」。 其所に「に」は「爾(尓)」。 如才なく 手抜か う表現にはその作業を含んでいたとも考えられる。「を この「三度目の出版願」の(付箋)部分、「相対」とい 調査し選別し、信用のおける商人なので掲載したの意味 事疑ひなきにより」とあるので、版元(坂本屋兄弟) 物独案内』に載せる。「代呂物に念を入、直段下直なる は「起」。「よ」は「与」。 名前を顕たれハ 商人の屋号を『買 ⑤代呂物代物。商品。下直安い。疑ひなきにより「き」 着。古道具。頭字頭文字。尋ね行べし「へ」は「遍」。 は「耳」。あんじ「案」。心配。こゝろの儘 いう時の「国」。亦は「は」は「盤」。とゝのふに「に」 『独案内』を売らんがための誇張なのではなく、 でにそうした手間ひまを実際かけているのだとすれば、 「路」。**およハず**「お」は「於」。**自由** 心のまま。 思い通り。 掲載ま



何、 何町 板木師 多石印・銅印

松井何、小児あしきはをぬきはやらじ外児あしきはをぬきはやらじ口中一切療治、歯薬

⑦糸物 庭石 石工

神社仏閣御飾・短若山何町何丁目

紐・房

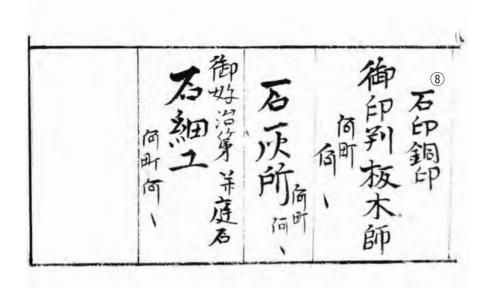
万糸物卸所

幷組物御望次第

松屋五兵衛

【『買物独案内』(本文)】

[釈文]



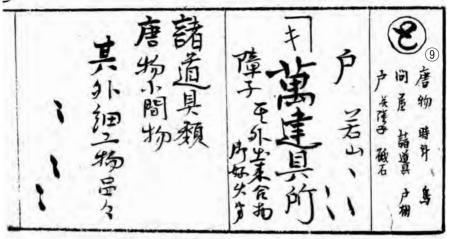
御鳥所即

其外細工物品々店物・小間物品を

障子 御好次第 万建具所 不建具所 一 若山、、 個好治第幷庭石 石細工 何町何、 同屋 諸道具 一 一戶幷障子 砥石

戸棚

石灰所 何、何町



鍋・釜所 何、金屋丁

① 何 何 何、

金物所幷打物

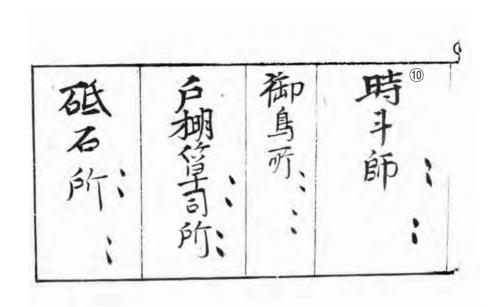
.

并用壳 本町 日提 新 何、 で 九丁目 笠 傘・ちょちん 別紙 乾物 金物

鏡

戸棚・簞笥所

砥石所



御鏡所 何、何町何丁目

ガとぎ仕候 刀・脇指所 何、何、

(坂本屋文書九二三二-四)

(語意・語法)

⑦石工 石職人。硫黄 硫黄木の商い所。硫黄木(付け木)の「は」は「巴」。男・女 入は師「入は師」は、入れ歯師。「師」は、薄木の端に硫黄を塗ったもので、火を移すのに用いは、薄木の端に硫黄を塗ったもので、火を移すのに用いは、薄木の端に硫黄を塗ったもので、火を移すのに用いは、薄木の端に硫黄を塗ったもので、火を移すのに用いは、薄木の端に硫黄を塗ったもので、火を移すのに用いしき歯を抜きは遺らじ」。虫歯の抜歯はしない。「ぬきはしき歯を抜きは遺らじ」。虫歯の抜歯はしない。「ぬきはしき歯を抜きは遺らじ」。虫歯の抜歯はしない。「ぬきはしき歯を抜きは遺らじ」。虫歯の方はしない。「ぬきはしき歯を抜きば遺らじ」。虫歯の方はしない。「ぬきはしていず、大れ歯師。「師」の「は」は「巴」。男・女人は師「入は師」は、入れ歯師。「師」の「は」は「円」は、入れ歯師。「師」の「は」は「八は節」は、入れ歯師。「師」の「は」は「円」は、入れ歯師。「師」の「は」は「円」は、大れ歯師。「師」の「は」は「巴」の「は」は「円」。

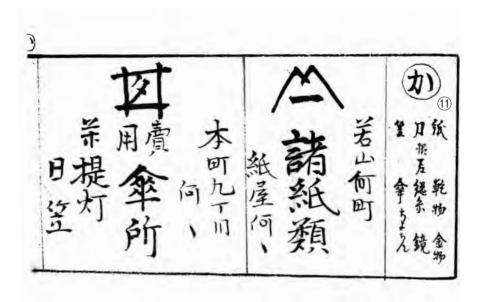
は、

る技術を持った人物をいう。女性にはお歯黒の習慣があ

男性とは異なった入れ歯になるために「男・女」の

既製品を売る「所」と区別し、客の注文に応じられ

- 113 -



繕したことになる。

文製作を兼ねている 障子その他の建具について、「出来合」(既製の物)と注 ⑨唐物「からもの・とうぶつ」。中国やその他の外国か 治第」は「お好み次第」。石細工は注文製作、庭石は販売。 木を同時に扱っている。御好治第石細工・幷庭石「御好 ⑧御印判・板木師 掘るという共通の技術で、 区別を表記したのだろう。 ⑩時計師「時計所」でないから、注文に応じて作り、 ら輸入した雑貨。戸・障子其外、出来合物・御好次第 戸・

印判と版

所幷提灯」は、 うのだから、一方に貸し傘屋があったことになる。「傘 スではなく、銅製あるいは鉄製。曇ってくれば磨かなけ ①綛糸 特に紀州特産の木綿糸をいう。鏡 もちろんガラ ればならなかった。 売用 傘所幷提灯 「売用 傘所」とい 同じ作業工程であるために、同じ店で製造・販売してい 両方とも竹の骨組みに和紙を貼るという

① 打 物 どの鉄製農具。とぎ仕候「研ぎ仕り候」。 打ち鍛えて作った金属器具。ここでは鎌鷺 *・鍬な る。

修

5 藩国学者長沢衛門「封印」

国学者(和学者)でもあった長沢衛門の著作も数多くあいからい は揚座敷入(座敷牢入り)の処罰を受けました。 りました。ところがこの衛門は、 六月、藩の政争のために、安政二年(一八五五)六月に その影響は坂本屋にも及びます。藩は衛門の屋敷に 坂本屋兄弟が出版した書物 の中には、 嘉永六年 (一八五三) 藩の家臣 で

うで、返還願いを奉行所に提出します。 した問題ではない、藩は書物がすべて衛門のものと勘違 し渡したものも入っていました。当初坂本屋はこれを大 あった書物を押収しますが、これには坂本屋が衛門に貸 である坂本屋に容易に返還してくれるものと期待したよ いして押収したのだと考えたのでしょう、本来の持ち主

【貸し上げ書物御下げ願い】

釈文

①乍恐奉願上口 上

私義、 相成候様承り申候、 御同人樣御惣領衛門様、 兼而長沢六郎様江御出入仕候所 ②夫二付別紙目録之通 此度御封印

書物御 御屋敷様 かし上 三而かり合候品も御座候ニ付 1仕御座 候、 其内 二者外方

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願い 上げ奉る口上

相成り候様承り申し候、 御同人様御惣領衛門様、 私義、兼て長沢六郎様 ②夫に付き別紙目録之通り 御出入り仕り候所 此度御封印に

(貸し) 上げ仕り御座候

書物御かし

其内には (者) 外をとかた

別紙書物目録之通り私江御下ケ③何卒此段格別之御思召を以、右

御屋敷様にて(而)かり(借り)合い候品も

御座候に付き、

被為成下候様、 乍恐奉願上候、以上

卯六月

西御番所様

(坂本屋文書九二三一-二三)

③何卒此段格別之御思し召しを以って、 右

成し下せられ 別紙書物目録之通り私へ(江)御下げ

恐れ乍ら願い上げ奉り候、 以上

(文意例)

①恐れながらお願いいたす口上書き

一私は、以前から長沢六郎様(の御宅)に出入を致しておりま

したが、

御同人様の御惣領衛門様が、この度屋敷押し込めの処分に

なった様に承りました。②それに関係して別紙目録の通り (衛門様に)書物を御貸し致しております。その中には他の

御屋敷の方から借り合った書物もありますので

③どうかこのことに格別の御思し召しを以て、右

別紙書物目録の通り私へ御返し

下さいますよう、恐れながらお願いいたします、 以上

[語意・語法]

①乍恐 願い出 一の際の定型句。

奉願上「奉」

は謙譲語。

ロ上「口上書き」の略。 私義 この願書きが兄弟のどち

- 119 -

(被,為,,成下,)候樣、

る、 衛門 殿内々御 たために衛門を重用、 仕入方や熊野三山貸付方を隠居の身ながら握り続けてい 関心を持ち、 る才能を持つ人物は決してまれではなかった。 済にも明るかった。江戸時代には、こうした異分野に渡 藩に対して家の相続人として届けた者を惣領と称する。 屋住みの身であったためこのような表現をとっている。 六郎ではなく養子の衛門に会うことであった。 入りをしていたという意味だが、 (武家儀礼等のこと) 仕」は謙譲語。 「江」は平仮名。 一般に隠居していた十代藩主徳川治宝が有職故実に (文久元年長沢楠次郎 主に大名への貸し付け業務 衛門伴雄は藩の国学者本居大平等に学び有職故実 長沢六郎 用や、 また本来藩 熊野三山御 惣領 現代の「へ」。 長沢六郎政寛。 や和歌に詳しかった教養人で、 その御側近くに仕えさせ、 実子であろうが養子であろうが、 の財政組織である藩専売組織御 系譜 ·寄附金貸付方 出入仕 _ 小姓 坂本屋の の勤めも兼ねさせてい 南 組、 六郎 紀徳川 (三山と藩 三五 首 的は当主の の屋敷に出 当時 史 衛門が部 石 西浜御 第二 によ 、強く 西浜

Ш

[県史]

近世

藩政の苦悶」)。

相成

相

は語調を整

らによるものか

は分からない。

兼而

予て。

而

は 平

かり、 門は部屋住みで長沢家を相続することもなく、 なく、 とは、 ずる処罰) 衛門は職を免じられて永押込 などを私的に握ってい 次々と処罰されたのである。 5 筑後守が死去、十二月には治宝自身が没し、 永五年九月、 て相続していく なお長沢家は、 n 揚座敷入となった事態を指し示しているといえよう。 座ざ 冊、五二九~三九頁)。 と筑後守の死をきっかけに、 三敷入り の処罰が解けないまま、六年十一月、五十二歳で没。 衛門を含めた治宝付きの主要な人物、 通常 藩 衛門方の書物が封印されたというようなことでは (座敷牢入りの処罰) 政の となり、 この使い 隠居治宝付きの年寄 Ē 衛門の子楠次郎が祖父六郎の養子となっ 常化を図ったものと考えられる (前掲長沢家「系譜」)。これより前 方ではないが、 さらに二年後の安政二年六月には揚 封印 た隠居治宝 藩主側近が、 に処された。 嘉永の大獄であった。 (屋敷に押し込め外 (家老) 衛門自身が「封印 党を追い落としに (一八五三) 延べ であっ 「此度御 藩の専売組 その 揚座敷入 四〇人が (『和歌 直 た山 出を禁 0

書物は貸し借りをして利用し合っていたことが分かる。とお互いに貸し借りし合った(「かり合」)書物。貴重な外方御屋敷様二而かり合候品 坂本屋が衛門以外の武家外方御屋敷様二而かり合候品 坂本屋が衛門以外の武家外方御屋敷様二而かり合候品 坂本屋が衛門以外の武家外方御屋敷様二而かり合候品 坂本屋が衛門以外の武家とお互いに貸し借りし合った(「かり合」)書物。貴重なとお互いに貸し借りし合った(「かり合」)書物。貴重なとお互いに貸し借りし合った(「かり合」)書物。貴重なとお互いに貸し借りをして利用し合っていたことが分かる。

的なお考え、判断。私江「私」の「禾」(のぎへん) は、①②のすべて。思召「番所」(町奉行所) 段階での好意3此段「段」は最も広い範囲を示す「こと」。ここでは

月のこと。

うのだから、又貸ししたことになる。

これが衛門に「御かし上仕」った分に含まれているとい

6 著述御尋ね

とでしょう。大二郎(書物屋仲間)は安政二年八月、そ態は深刻であるらしいことが坂本屋にも分かってきたこさらに奉行所は衛門の出版書目を尋ねてきました。事

長沢衛門が処罰された、同じ安政二年(一八五五)卯六長沢衛門が処罰された、同じ安政二年(一八五五)卯六月では「御下ケ」をして下さる。少大月のだから容易に戻るものと判断してこの願いを出したいのだから容易に戻るものと判断してこの願いを出したいのだから容易に戻るものと判断してこの願いを出したを戻すどころか、その版木の差し出しまで求めてくる。を戻すどころか、その版木の差し出しまで求めてくる。を戻すどころか、その版木の差し出しまで求めてくる。を戻すどころか、その版木の差し出しまで求めてくる。を戻すどころか、その版木の差し出しまで求めてくる。を戻すどころか、その版木の差し出しまで求めている。少六月では「御下ケ」をして下さるで、御下げ下さる。卯六月では「御下ケ」をして下さるで、御下げ下さる。卯六月では「御下ケ」をして下さるで、御下げ下さる。卯六月では「御下ケ」をして下さるで、御下げ下さる。卯六月にないていたが、

まで付記してあります。な形で「四季草」「武雑記」の版木の分割所有についての回答書(「御請」)を送りますが、その末尾には不自然

【著述書き上げ】

[釈文]

年行司代

書物屋仲間

wwww 大二郎印

長沢衛門様著述之内板行ニ相成候品 御請 WWW

御尋二付、 仲間共相調左之通奉申上候

類題和歌作例集

官位沿革便覧 類題和歌鴨川集 長沢 様 板

詠史歌集

右之通御座候

②一四季草

一武雑記

校正被成候而板行二相成御座候、右 右二品伊勢貞丈著述之品へ、 衛門様

御届申上候、

以上

[読み下し文]

①御請け

御尋ねに付き、仲間共相調べ左之通り申し上げ奉り候長沢衛門様著述之内板(版)行に相成し候品

校正成され(被」成)候て ②右二品伊勢貞丈著述之品へ、 御届け申し上げ候、以上 面 衛門様 板行に相成し御座候、右

2

東御番所

八月十八日

長沢様 四季草

大二郎

、、、大二郎 坂本屋喜一郎 秋田屋太右衛門

武雜記 右四人割合御座候

喜一郎 長沢 太右衛門

右三人割合

(坂本屋文書九二三一-二七)

〔文意例〕

回答書

御尋ねなので、書物屋仲間共で調べ、

長沢衛門様の著作物の内、

出版したものを

②右の二点は、伊勢貞丈の著作へ衛門様が左の通りお答え申し上げます。

お届け申します。以上。

校訂をお加えになって出版しました。右

右四人で分割しています。

東御書所假

石で人家を子を

述 集 物収覧』、坂本屋文書による。以下同じ)。 五三〇頁)。長沢様御蔵板 刊の有職故実の書。隠居治宝の下命に従い、伊勢貞丈(後 官位沿革便覧 ほかによる出版 歌作例集 嘉永元年(一八四八)刊の和歌の書。 上「申」は謙譲語。 **仲間共**「共」は複数の意味で、へりくだった表現。 仲間代表。「代」は、その代理。御請 ①**年行司代**「年行司」は、ここでは、 嘉永元年刊の和歌の書。喜 の著作に衛門が校訂を加えた(『南紀徳川史』第二冊 の仰せ付け 「冠位色沿革便覧」。 (「御尋」) に対する承諾書。 (高市績『紀州若山江戸時代出版者出版 「奉申上」は二重の謙譲語。 「蔵板」は版木を所蔵している。 一郎・大二郎ほかによる版 弘化四年 「御番所」 一年任期の 類題和歌鴨川 板行 (一八四七 (町奉行 喜一郎 類題和 き物屋 出版。 奉申

7 版木提出命令

0 版木を差し出すよう求めてきました。そう考えてみる !の出版書目を提出させたあと、奉行所はその書物

> 史和歌集」。嘉永六年刊。 雑記」も衛門が相合版として所蔵している。詠史歌集 る。 長沢衛門は校訂しただけでなく、 | 著作権と版権が分離していない。以下の「四季草」「 和歌の書。 版木自体を所有してい 喜一郎・大二郎ほ 一詠 武

かによる版

補訂

② 四 季 草 Ļ 俗に「ていじょう」。 記補注」と題して嘉永元年に出版。伊勢貞丈「さだたけ」。 有職故実の書 天保八年 (一八三七) 伊勢貞丈の有職故実の書。 「武雑記抄」の写本を衛門が補訂。「武雑 有職故実家。 に出版。 幕府寄合。 武雑記 写本を衛門が 伊勢貞丈の

を相合版として持ち合っている。

右衛門 大坂心斎橋の書物屋。

割合

分割すること。

秋田屋太 版木

ち合いを書き足しているのはそれを予兆させます。九月 先の衛門の 出版書目の末尾に不自然な形で版木の持

を取り上げられたり出版禁止にされたりしたならば暮ら 「二軒」(喜一郎・大二郎) は版木は高価なのだし、それ

【版木取り上げ御免願い】

①乍恐奉願上候口上

長沢衛門様御著述之品々板木之義

私共所持之分御番所様へ差出し

可申候様被仰聞奉畏候へ共、②右板木之義者 家督と申候程之品にてハ無御座候へ共

私共之身分ニ仕候而ハ彫刻仕候銀子者

余程之義ニ而、私共二軒前銀拾貫目程

之出分ニ相成候事ニて、 売立候口銭銀を以一廉之渡世之 ③年々右書物製本

板木御取上ケ等にも被為仰付候ハ、、 仕来り候品之儀に付、 ④万一御留板又

相放れ、 差当り困窮難儀迷惑仕候

恐入甚心配仕候義二御座候、 家内共も及渇命候義ニ御座候に付 ⑤何卒格別

[読み下し文]

①恐れ乍ら願い上げ奉り候口 上

長沢衛門様御著述之品々板木(版木)

私共所持之分御番所様へ差し出

申す可く候様仰せ聞けられ 畏み奉り候え(へ) 共、②右板木之義は (被二仰聞])

家督と申し候程の品にては御座無く候え共

私共之身分に仕り候て(而)は彫刻仕り候銀子は 余程之義にて、私共二軒前銀拾貫目程

仕来り候品之儀に付き、④万一御留板にまた 仕り、売り立て候口銭銀を以って一廉之渡世之 之出し分に相成り候事にて、③年々右書物製本

又は

板木御取り上げ等にも仰せ付かせられ (被^為;, 仰 付;) 候はば (ハヽ)、家督にsh せ ***(せ)つ(か)

相放れ、 差し当り困窮難儀迷惑仕り候

所に願いを出しています。 しに困るとして、差し出しを免除してくれるように奉行

(者)、

とくまる配けることを行るる

両家共家名相続仕、広大之御慈悲之思召を以宜御取扱被為遊被成下候ハ、、私共

五部多品品的修行考为了 あのけんをなるに はっと 因るをかをはるなるのではある

恐れ入り甚だ心配仕り候義に御座候、⑤何卒格別家内共も渇命に及び候義に御座候に付き、

難有仕合奉存候、依之乍恐

奉願上候、以上

卯九月

東御番所様

(坂本屋文書九二三一-二五

両家共家名相続仕り、広大の御慈悲(被_為_遊)成し下され(被;|成下;) 候はば、之思し召しを以って宜く御取り扱い遊ばせられ

私共

有り難き仕合わせに存じ奉り候、

これに依り恐れながら

願い上げ奉り候、以上

東御番所様

〔文意例〕

①恐れながらお願いいたす口上書き

長沢衛門様が御著述なさった書籍の版木について、

私共の所持の分を御番所様へ差出す

財産という程の価値はありませんけれども、

様にと(私共に)お言い聞かせになり承知いたしたのでございます。しかし、②右の版木については、

私共の境遇からいたしますと(版木を)彫るための経費は

の出費に成る事ですので、③年々右の書物を本に仕立て

かなりのものとなります。つまり、私共二軒分で銀拾貫目程

あげて、売れるだけ売った儲けでやっと他人並みの暮らしを

- 131 -

続けられる程度のことなのです。④万一出版禁止あるいは

版木の御取り上げなどを御命じになるならば、せっかくの財産が

家族達も生活が成り立たないことでございまして、なくなってしまい、差し当り困窮し難儀になり迷惑いたします。

恐れ、甚だ心配いたしていることでございます。⑤何卒格別

にご配慮下さり宜しく御取扱い下さいますならば、私達

両家共に(暮らしも成り立ち)家名も代々伝え続けることが出来ますので、(その)

広大の御慈悲を

有り難き幸せと思います。こういうことで、恐れながら

お願い申し上げます。以上

[語意・語法]

①品々 ここでは書籍。 私共所持之分 相合版の版木の内、

の一文を挿入したものと思える。⑤の○も同様。番所喜一郎・大二郎の手元にある分。○ この位置に何らか

敬 ら二重敬語。 は補助動詞。 語 の「釆」は左右のハラいが抜けてい 一 指 何 聞 奉畏 「可…候」は話者の意志。 は言い聞かせるの敬 命じられて承知したのだから、「畏」。かじる 語 る。 被仰聞 被 可申候 が 一被」は 付くか 申

候へ「へ」は

「候」

の語尾変化

あるいは、品質。品格。無御座「座」は「坐」を使って②家督 家産。財産。申候程之品「品」は種類。等級。

に必要な経費。余程之義「余程」はかなりの程度。相当。いる。身分 身の上。境遇。彫刻仕候銀子 版木を作るの

事に而」とある。二軒前「一人前」の「前」と同じ使い同内容の異本(九二三一-二〇)には、「余程之大金之

大二郎のことであろう。銀一○貫は金二・五両。三十数方で、二軒で分担した銀子のこと。二軒は喜一郎と弟の

③ 製 本 廉」は一人前の。「渡世」は生活・生業。「仕来り」はし し売る。口銭銀 手数料。儲け。一廉之渡世之仕来り候「一 ての書籍を作り上げること。 売立 盛んに売る。 どしど 製本行程をいうのではなく、ここでは商品とし

続ける

④留板 **及渇命候義二御座候**「渇命」は飢えや渇きで命が危なく 家督二相放れ「放れ(離れ)」は除かれる。除外する。 同内容の異本には、該当する表現はない。 止め版。 出版禁止。 絶版。被為仰付 三重の敬語 家内 家族。 前掲、

なる。「及渇命」で、生計が立たない。「義ニ御座候」(こ

にしている。恐入非常に恐れる。 渇命候」という直接的な物言いに比べ穏やかな言い回し とでございます)という婉曲表現を追記することで、「及

に対する尊敬の念を示す。 は補助動詞で、ここでは ⑤思召 好意的なお考え。 り「宣」になっている。家名相続仕(暮らしが成り立ち) 敬語。「宜」が「ウ」(うかんむり)の次画に横一画が入 「御取扱」 宜御取扱被為遊被成下「遊 「御・被・為・遊」で四重の の実行者 (奉行所)

8 増刷できず著作が品切れ

す。 当する書物を提出するということで決着が付いていま た書物も返還されました。その間、 りませんが、 何があったのか、どういう判断がなされたのかは 旧冬 (安政三年) にはその取調べも終わり、 版木差し出しは取り止め、これに代えて該 数か月は「製本」 提出し 分か (増

と効果は同じ。ただ、そのために書物が品切れになった を提出したといっても、結局は版木を取り上げられたの 何とも中途半端な処罰に思えます。 というのですから、販売は行われていたことになります。 出来なかったというのですから、 版木に代えて書物

刷

はここでは「する」よりも「出来る」と理解する方がよ 家名も(途絶えることなく)続けることが出来る。「仕

い。広大広く大きい。慈悲情け深い心。

四年巳(一八五七)正月、 て、藩に版木の返還を求めるよう促しています。 されたままだったため、まだ増刷出来ずにいます。 たといっても、 書物が返され「製本」をしてもかまわないようになっ 衛門屋敷にあった衛門所持の版木は押収 大二郎は幽閉中の衛門に対し 安政

> だったことが分かります。ただ、文面は用件を淡々と述 続いたままだったのですが、こうした形での連絡 べているだけで、それ以外のことには この時、 衛門は「揚座敷入」(座敷牢入り)の処罰が 一切触れていない 温は可能

という点にも注意が必要です。

【版木返却願いに付き衛門宛て書状】

釈文

① 口 上

冠位色沿革便覧

鴨川集

詠史歌集

和歌作例集

武雑記

右五品板木、 私共割持二罷 在候

処、 私共所持之分ハ御調被為在候趣ニて

御町御番所様ゟ板木差出 被仰聞候二付、 ②段々御宥免御願奉申 し可申旨

〔読み下し文〕

①右五品板木、私共割り持ちに罷り在り候

処、 私共所持之分は

御町御番所様より板木差し出し申す可き旨 (被以為」在)

御調べ在らせられ

候趣にて

仰せ聞けられ (被二 仰 聞一)

②段々御宥免御願 候に付き、 い申し上げ奉り

申し上げ奉り候処、 御聞き届 it

候て

同

製品五品差し上げ奉り御調べ御願

被抗 みせ

旧冬右書物五品共御調べ済ませられ候 し下せられ - 成じくだし)くだ

- 134 -

品作家品的方 たかにとうするのは年十 かいるちままれる

候而製品五品奉差上御調御願

奉申上 御聞届ケ被為成下

趣ニ而御下ケニ相成申 旧冬右書物五品共御調被為済候 候儀御座候、 ③右ニ付

売仕舞、 数月製本出来不仕候二付段 此節ニ至諸方ゟ註文も申

参候へ共前段之義ニ付最早製本無之

甚以難渋仕候、④然処御屋敷様江差

置候板木、 昨年御召上ケニ相成御座候

未夕御下ケニ相成不申候趣奉畏罷在候

得共、右二而者板木不足二而製本出

不仕候、⑤最早私共持板ハ御調も被為済候

御屋敷様江差置候分御下ケニ相成候 御儀御座候二付、 何共奉恐入候得共

板木も相揃製本出来仕候得ハ私共

樣御願被成下度此段奉願上候、

⑥左候

宜 渡世ニ相 一數御取計被成下候樣仕度奉存候、 成難有奉存候、 何卒右之段 以上

巳正月廿九日 阪本屋

> 数月製本出来仕らず候に付き段 趣にて御下げに相成り申し候儀に御座候、

> > ③右に付き

売り仕舞、此節に至り諸方より註文も申し

参り候え共前段之義に付き最早製本之無く

甚 以って難渋仕り候、④然る処御屋敷様へ差しばなはだ 置き候板木、 昨年御召し上げに相成り御座

未だ御下げに相成り申さず候趣畏み奉り罷り在 りを

(得) 共、 右にては (而者) 板木不足にて製本出来

仕らず候、⑤最早私共持板は御調べも

済ませられ 被込みせ

御儀に御座候に付き、 何共恐れ入り奉り候え共

御屋敷様へ(江)差し置き候分御下げに相成り候

様御願い成し下され(被:| 成 下:) 度く 此段願い上げ奉り候、⑥左(然)候はば(ハ、)

渡世に相成り有り難く存じ奉り候、何卒右之段 板木も相揃い製本出来仕り候えば私共

宜しく 御取り計らい成し下され

|被||成下|) 候様仕り度く存じ奉り候、以上れ (*゚)>ビピ(パ)

- 139 -

候

、坂本屋文書九二三一 – 二一.

文意例

①口上書き

右五冊の書物の版木は所有権が分かれております

が、私共(兄弟)所持の分は御調べがあるということで

町奉行所より版木を差出すようにとの指示を

上げて、(版木の代わりにその)書物五種類を差し上げ御調べを御願 お言い聞かせになりました。②(そのため)段々とお許しをお願い申し

申し上げたところ、御許し下さいました。

昨年(安政三年・一八五六)冬、右書物五種類とも御調べがお済みになった

ということで御下げ渡しになったのでございます。③そういうことで

数か月は書物が出来ずにいましたので段々

くるのですが、前に述べた事情ですので最早書物も無くなり

売り終わってしまいました。最近はあちこちから註文も言って

大変困りました。④ところが衛門様の御屋敷に

置いておいた版木は昨年御取り上げの処分になりました。

未だ御返却の処置にはならないとの点は承知いたしました

けれども、そういうことですと

ません。 5最早私共 、ほかのものは作れても、 (兄弟) の持っている版木は 衛門様が版木の一 (書物提出の形で)御調べもお済みになった 部でも持っている分は) 版木が足りないために書物が出来

ことで御座いますから、何とも恐れ入りますけれども

衛門様の御屋敷へ置きました分(版木)を(藩が)御返却になります

様に御願い下されたく、この点お願い申し上げます。⑥そういうことで、

版木も揃い書物も出来ますならば私共の

よろしく御取り計らい下さって欲しいと思います。以上仕事にもなり有難く存じます。どうか右のこと

〔語意・語法〕

戸の須原屋・山城屋、京の勝村など。領外は藩の権限が①私共「私共割持」は、兄弟・大坂の秋田屋のほか、江

詞を丁重にいう。被為在候趣「被」も「為」も敬語。「趣」は、版木の所有権が分かれている。 罷在「罷」は複合した動及ばないので、「私共所持」 は兄弟。 割持 相合版のため、

を示す助動詞。「申」は上の動詞を丁寧に表現する補助の方向。可申旨「可」は話し手、ここでは奉行所の意志同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄

「仰 聞」は言い聞かせるの敬語。「被」が付くから二重sta(t) **(t) はものごとの意味・内容。被仰聞「被」は敬語。動詞。「旨」はものごとの意味・内容。被仰聞「被」は敬語。

②宥免 罰などを許すこと。大目にみること。敬語。

上がった書物。

奉差上「奉」は謙譲語。

聞届ケ

許すこ来

製本

聞き入れること。旧冬 昨年の冬。この口上が巳(

冬。相成「相」は語調を整える語。

政四年・一八五七)正月の日付なので、

昨年辰

(同三年

召上ケ のだから、「畏」。 御下ケ は接頭 までの内容。 品無之甚以難渋」とある。新しく「製本出来不仕」だけ り切ってしまった。その後にも「注文も申参候へ共…製 は終わってしまうこと。「段々売仕舞」で、だんだん売 たのだから、 ④御屋敷様 木を運ぶのを嫌ったからにすぎない。段々売仕舞 「仕舞」 版木を差し押さえられているのと同じ意味を持つ。 下ケニ相成」までの を使って書物を作れるのかというと、「書物五品」が ③右二付数月製本出来不仕「製本」での「御調」に 0) 既に出来上がっているものの販売までは禁止されな 此節「節」は時期。 「製本」での「御調」は単に、 間 語 押収した版木の返還。 の話 方、 意味を強めたり語調を整えたりする語 衛門の住む長沢六郎屋敷。 甚以 版木は手元に残っている。それならば 衛門方の版 板木不足⑥にも「板木も相揃」とある。 甚 「数月」 頃。前段 文頭から「段々売仕舞」 の強調形。 木は差し押さえになってい 間は「製本出来不仕」 奉畏 藩の決定を承知した 奉行所まで大量の版 難渋 長沢邸。 困ること。「数 差置 つま 版木 なっ で、 る 差

> ま籍単位で版木を所持しているのなら、押収されている しい で、出資割合に見合って版木を分割所蔵しているらしい で、出資割合に見合って版木を分割所蔵しているらしい で、出資割合に見合って版木を分割所蔵しているらしい で、出資割合に見合って版木を分割所蔵しているのとが「揃」

の日美へ・「ぎ」は「ぎ」。 tab)・・・。 top。 まま に置かれる。…してほしい。…であってほしい。の行為に対する願望。「れ・られ・なされ」などの次に

⑤御願被成下度

お願いなさって欲しい。「度」

は聞き手

問題が多い。 る。 活・生業。「世」の二、三画目の縦画を上の横画と交差さ ⑥左候ハヽ「左」は「然」。既述のこと。そう。 ますように)という読み手の行為に対し、 被成下度」)で、より丁寧に述べたつもりなのだろうが せないため「口」のようになっている。 木取り上げ御免願い】⑤同様、「宜」が 御取計被成下候様仕度奉存 「御取計被成下候様」 ⑤と同様の語法 (お取り計らいなさい 「宣」に書かれ 宜敷 書き手が 前 渡世 (「御願 項 仕 版 生

度奉存」(したいと思う)ことは難しい。

この後に取り

が続くのならば、 計らいを支援するための何らかの資料を送るという文章 何とか許容できるのだが。「御取計被

> 成下候様奉願候」 「御取計被成下度奉存候」のいずれか

にすべきだろう。

9 西田内蔵の著作に転換

後同じ国学者(和学者)である西田内蔵 衛門事件に懲りた喜一 郎は出版の方針を転換させ、 (西田惟恒 一・高 以

階三子) の著述を中心にして行きます。

【三熊野集売り弘め願い】

〔釈文〕

乍恐奉願上候口上

書物屋仲間 喜 二郎

①奥御医師西田 元洞様御養子

同苗内蔵様編輯

三熊野集初編 全部二冊

乍恐此段奉願上候、 右ニ付乍恐草稿

全部二冊奉入御覧候、

売弘之儀御聞済被為成下候様

②右之書、 此度彫刻売弘仕度奉存候付、

③何卒彫刻

乍恐此段奉願上候、 以上

〔読み下し文〕

①奥御医師西田元洞様御養子 恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

同苗内蔵様編輯

三熊野集初編 全部二冊

恐れ乍ら此段願い上げ奉り候、 ②右之書、此度彫刻売り弘め仕り度く存じ奉り候に付き、 右に付き恐れ乍ら草稿

売り弘め之儀御聞き済み

全部二冊御覧に入れ奉り(奉」入口御覧」)候、

③何卒彫刻

成し下せられ (被込為に - 成じくだし)くだ 候様、

西御香所樣

西九月

恐れ乍ら此段願い上げ奉り候、

以上

西御番所様

(坂本屋文書九二三一-一二)

(文意例)

恐れながらお願いいたす口上書き

②右の書について、この度版木を彫刻し(書物の)売り広めを致し度いと思いますので、

全部で二冊御覧に入れ申しますので、③どうか彫刻し

恐れながら御許可願います。そのために恐れながら原稿を

売り広めることをお許し下さいますよう、

恐れながら願い上げます。以上

〔語意・語法〕

① 同 苗 同姓。すなわち西田。三熊野集歌集。春・夏・秋・

②草稿 下書き。

あるいは原稿。「草」を「艸」に書く。

冬・恋・雑の各部に分かれる。

弟をおじの養子に

10

天保六年(一八三五)ごろのこと、喜一

郎は同居させ

ている下の弟又三郎を、 おじの養子にすることで話を進

- 146 -

の困窮を理由にして、許しをくれるように藩に願い めています。ただその場合も、反対のしようのない家庭 ,出て

【弟又三郎養子に付き願い】

①乍恐奉願上候口上 中之嶋村

喜一郎

私義、当村ニ而御高下ケ紙之通所持仕 祖父之代ゟ書物商売仕来候処、 ②弟共追

遣候田畑等少も無御座、

成人仕候得共、

細元手ニ御座候得者、

分譲致

御城下続ニ而作業自然不得手罷上候付、え何日火等クス無待屋」の言(在カ) ③私共

縁類駿河町与助与申者方ニ相続

無御座候付、

私弟、三男又三郎与申者養子二被望候付、

④三ケ年已前約束仕置御座候付、 折 々参り

店方手伝致居御座候処、 此節引越させ

細元手之商人之義付而者、 具候樣申出候付差遣申度奉存候、
⑤私義 近年商売不景気ニ

⑥幸ひ差遣候ハ、、私母、兄弟合之事故先祖も歓 御座候付、 多人数二而者家内養育難出来候付

〔読み下し文〕

①恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

祖父之代合書物商売仕来り候処、②弟共追々 私義、当村にて (而) 御高下げ紙之通り所持仕り、

成人仕り候え(得)共、

細き元手に

遣し候田畑等少しも御座無く、 御座候えば 勿論

御城下続きにて作業自然不得手に

罷り在り候に付き、

(与) 申す者方に相続人

御座無く候に付き、 私弟、三男又三郎と申す者 (被レ望)

縁類駿河町与助と

(已前)約束仕置き

養子に望まれ

候に付き、

④三か年以前 此節引越させ 一座候に付き、

折 々参り

店方手伝い致し居り御座候処、

います。また、養子を決定するまでに、人柄を見極める

期間を設けている点も興味深いものです。

(者)、

分譲致し

といれかものするともなるのである 三年五部的東社多馬住外村八年 七馬をはのけれず三男又言のままであるいはないけ ~~大村夏近年太复少多名 (付箋) 历文 (付箋)

下天之孤子的大局·马利(付笺)

彩色 学年 多常 多常 多常 多常 多常

如何計歟難有仕合二奉存候間、 可申与奉存候、左候得者跡家内露命相続仕、 ⑦何卒格別之

御慈悲を以村方出放之義御聞済被為

幾重ニも奉願上候、 以上

成下候様、

御憐愍之御取扱之程乍恐

(付箋

「所持高 七斗八升九合八勺

家内

四十二才

喜一郎

三十一才

二十六才 又三郎

三十二才 妻

六才 喜太郎

「本文之趣、与助方ゟも奉願候

(付箋

義二御座候.

(坂本屋文書九二三一-五

くれ (呉)候様申し出で候に付き

差し遣し申し度く存じ奉り候、

⑤私義

細き元手之商人之義に付いては (而者)、

近年商売不景気に

御座候に付き、多人数にては

家内養育出来難く候に付き、

⑥幸い差し遣し候はば(ハ、)、

私母、兄弟合之事故先祖も歓び

申す可しと存じ奉り候、 然(左)候えば後

(跡) の家内露命相続仕り、

如何ばかり(計)か(敷

御慈悲を以って村方出離(放)れ之義御聞済み 有り難き仕合わせに存じ奉り候間、 **⑦何卒格別之**

成し下せられ(被」為一成下」)候様、

幾重にも願い上げ奉り候、 御憐愍之御取り扱い之程恐れ乍ら 以上

(付箋 本文之趣、 与助方合も願い奉り候

義に御座候

文意例

①恐れ乍らお願いいたす口上書き

私は、当村で(田畑の)高を下げ紙の通り所持いたし、

祖父の代から書物の商売を致して参りました。②弟達も次々と

成人いたしておりますが、(商売は)わずかな元手ですので(分けてやることが出来ませんし)、分け与えて

やるような田畑等は少しもございません。もちろん

(その田畑も中之嶋村は)御城下続き(の土地柄)で農作業も当然うまくいく訳がありません。③私共の

親類で駿河町の与助という者の所には跡継ぎが

いませんので、私の弟で三男の又三郎という者を養子にと望んでいます。

店の手伝いをし(人物を見極めてもらっ)ていましたが、この度(又三郎を)引越しさせて ④三年以上前に(口)約束をしてありましたので、(又三郎は先方に)時々出向いて

くれ(正式に養子にくれ)るようにと(親類の与助から)申し出て来ましたので、送りたいと思います。 ⑤私は、

わずかな元手の商人のことですから、近年商売がうまくいきません

ので、多人数の家族では養うことが出来ません。

だろうと思います。そうすれば、後の家族はかろうじて生活いたせますし、 ⑥幸いに(養子を)送ったならば、(先方の与助は) 私の母と兄弟同士ですので、(さぞかし) 先祖も歓ぶ

どれほどか有難き幸せと思うことでしょう。⑦どうか格別の

御慈悲で、村から出て行くことをお認め

下さいますよう。哀れみを以ったお取り扱いの程を、恐れ入りますが行系式。「木プリピーイッジでは書き

重ねてお願いいたします。以上

(付箋)

ことでございます」
「本文の内容に関して、与助よりもお願い申し上げる

(語意・語法)

嶋村の居住であったことがわかる。もっとも、この文書①中之嶋村喜一郎 書物屋の坂本屋喜一郎は、元々中之

の年代が未詳であるが、坂本屋文書の中では、天保六年

ていることが分かる。祖父之代 2項【二度目の出版願い】高名な書物屋ではあるが、わずかとはいえ田畑を所持しで書かれた可能性が高いといえようか。 御高 城下町の

には「親代」とある。

②**追々** 次々と。あるいは、だんだん。

細元手

次に続く

とはいわないので、ここは書物商売の元手のことになる。文章で所持田畑を言っているのだが、所持高を「元手」

「細元手」の一言で、元手が少ない、

だから書物屋は分

を判断することは出来ない。

屋の元手がある。

一般的に商家の場合は田畑でその家政

喜一郎は書物屋を「細元手」

一郎家は大量の版木を所持し、分け与えるに十分なほどの時点で、先に見たように書物屋商売で成功していた喜口上書きは恐らく天保六年のものだろうが、しかし、そける対象にはならないという判断まで含めている。この

斗ほどが欲しい。喜一郎家は大人だけでも四人いるから、立たせるためには、通常一人一反、取れ高換算で一石五持高は「七斗八升九合八勺」で、田畑だけで生活を成りの財力を備えている。 分譲致遣候田畑等少も無御座 所

ないとはいえる。一方、侮ることの出来ないほどの書物ないことになる。それは分割相続出来るような所持高で四反、六石が必要で、その七、八分の一しか所持してい

此節 書く。 ③ 縁 類 定 三画目の横画を縦画と交差させずに、縦画に続く横画に りにくいということか。「自然」は自ずと。 養子にふさわしいと認め、 させてくれ」という申し出。 がふさわしい ④巳前 養子に望まれたという受け身にとっては間違い。 るの意味。 は複合した動詞を丁重にいう。「上」は「在」の誤りか。 したりすることもあるのかも知れない、 り不具合が生じたり、 下町に隣接しているため、 のような文字が つまり、 郎に宛てた、「(三男又三郎を与助の家へ) 当節、近来の意味だが、ここではむしろ「この度 相続人 「以前」 親類。 被望 か。 これより前にある 跡取りのこと。 与助与 0) 等」。 「被」は敬語。 引越させ呉候様申出 「以」と音が同じため「已」を用 (與)「与(與)」は平仮名。 あるいは町 御城下続二而作業自然不得手 正式に迎えるという正式な決 例えば水利等で制限を受けた すなわち、 与助の店の家督を相続す 与助が望んだ。 「約束仕置」 人が土地や作物を荒ら 与助が又三郎を 類縁の与助 その分農業をや は、 罷在 引っ越し 又三郎が (V) 罷 通常 から る 城

> 語。 を表明したなどと取っては間違い。差遣申「差」は接頭 のだから、三男又三郎が「引越させ呉候様申出」と意向 を)「差遣申」につながる。 最終決定し、 8 伝わせることで養子にふさわしいかどうかを判断するた 伝致居」 養子が決まったのではなく、いわば口約束、仮契約。 は横画抜き、 人、物などを相手に送る。「申」は補助動詞。 郎と与助の当主同士の契約で、三男に発言権などない 連の手順を示している。三男又三郎の養子の件は、 の瀬踏み 意味を強めたり語調を整えたりする。「差遣」 は、 (試用) うしろの(喜一郎がこれを了承し又三郎 与助の店を単に手伝ったわけではなく、 左払いと縦画を一体化し、「子」につなげ 期間。 それを踏まえた上で、ここで この④で、 養子遣り取 **奉存候**「存 りの は 喜

都合よく財産の少ない家を装っている。「ホ」

商売不景気」「多人数ニ而者家内養育難出来」と述べる る。 喜 を要する「買い物案内」 ⑤多人数二而者家内養育難出来 天保六年のものだろうが、それは喜 郎家は 「細元手之商人」のはずはなく、 出版を願 この 1 出 てい 郎が多大な版木代 \Box 上 た時期 は 別に当た 恐らく 近年

ている。

ことにも違和感がある。養子の許しを得るために、難渋

とればよい。「申」は補助動詞。上の動詞「歓」を丁寧申「可」は話者の意志。先祖も歓ぶだろうという推測と関係で、喜一郎からみれば、おじに当たる。先祖も歓可の兄弟合「合」は関係。親類の与助が喜一郎の母と兄弟家を装おうとしたのだろう。

る事態を示す。そのように。そう。**跡家内**「跡」は「言」(ごに表現する。 **左候得者** 「左」は「然」。 すでに述べてあ

に出てくる字だが、元の形と大きく隔たっているので覚べぶた)の下を四点と見なし、ただ三点だけ書く。たまんべん)の様な形が「足」(あしへん)。旁の「亦」は「宀」(な

る)と同義。如何計歟「如何計」(疑問文、推量文で)は、続けて行うこと。「露命を繋ぐ」(かろうじて生活すえておきたい。露命相続「露命」は、はかない命。「相続」

どれほど。どのくらい。「如何計歟」は四文字ともかな

りくずした形

ること。被為成下「被」も「為」も敬語で二重敬語。「被に属する人たち。出放(離)出て離れる。聞済 承知す⑦慈悲 哀れみを請う際の慣用表現。村方「方」はそれ

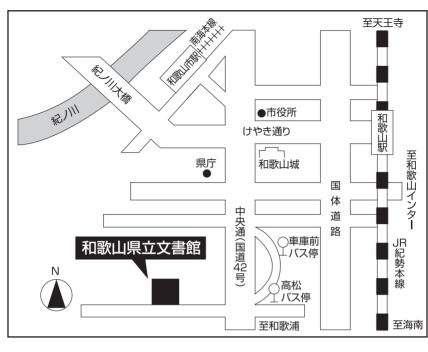
していたことが分かる

(付箋) **喜一郎** 喜一郎が当主で、弟二人も司苦しているは名詞の表現を婉曲にする。「幾重ニも」は何度も重ねて。と重複表現。「憐愍」は哀れみ。なさけをかけること。「程」と重複表現。「憐愍」は哀れみ。なさけをかけること。「程」と重複表現。「憐愍」は哀れみ。なさけをかけること。「程」が、過間済被為成下候」で「して下さる」。ここでは「御聞済」をして為成下」で「して下さる」。ここでは「御聞済」をして

た家族)が基本で、父母どちらか一人と、当主夫婦、子ことが分かる。近世は単婚家族(一組の夫婦を中心にし(付箋)喜一郎 喜一郎が当主で、弟二人も同居している

「稼キ送り一札之事」(九二三一-五)に、「当村坂本屋らしい。大二郎 天保六年二月付け中野嶋邑庄屋善大夫と二十六歳にもなる弟を二人も同居させている例はめず供二人の五人家族が平均。喜一郎の家のように三十一歳

とあり、同じような時期に、次男大二郎も外へ出ようと左衛門が所持している借家に住んで、出稼ぎをするの意)家へ出稼キニ参り申所実正也」(多くの家持ちである十喜一郎弟大次郎与申者、此度其御丁内雑賀屋十左衛門借



(利用案内)

所在地

三六四一〇〇五 和歌山市西高松——七—三八

(TEL073-436-9540)

開館時間 火曜日~金曜日

土・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時~午後5時午前10時~午後6時

休館日 月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日) 12月29日~1月3日

年末年始

館内整理日

1 月 2月~12月

第2木曜日(その日が祝日と重なるときは 4日(その日が月曜日のときは5日)

10日間(年1回) その翌日

交通

特別整理期間

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分 JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

古文書徹底解釈 紀州の歴史 和歌山県立文書館開館二十周年記念

平成二十六年三月三十一日発行

和 歌 山県立 歌 一文書 Щ 館

発行 編集

株式会社 ゥ グ県

環境に配慮した用紙と、 植物性由来のインクを使用しています。 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

